

第二十六回国 参議院 商工委員会 會議録第十四号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)午
前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川 弥平治君
阿具 根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
大谷 賛雄君
小橋 治和君
古池 信三君
小西 英雄君
白井 勇君
高橋 衛君
阿部 竹松君
相馬 助治君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

政府委員

中小企業庁長官 川上 爲治君
中小企業庁 振興部長 今井 善衛君

事務局側

常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

説明員

大蔵省主計 新保 實生君
局主計官 鳩山 威一郎君
大蔵省理財 庭山 慶一郎君
局経済課長

本日の會議に付した案件

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済の自立と発展に関する調査の件(中小企業信用保険特別会計に関する件)

(中小企業の資産再評価の特例に関する件)

○委員長(松澤兼人君) これより委員會を開きます。

先ほど委員長理事打合會を開き、今後の日程について協議をいたしました。四月一日施行を予定している法案を先に審議する方針に決定いたしました。で、現在この委員會に付託されております法案は、お手元に差し上げてあります六つの法案であります。この中で衆議院を通りましてこの委員會に本付託になっている法律案は、商工中金法の一部を改正する法律案と日本科学技術情報センター法案の二つの法案であります。信用保証協会法の一部を改正する法律案は本日ぐらに衆議院を上りまして、こちらの方に來る予定でございます。大体先ほど申しましたように、四月一日から実施を予定しております法律案につきましては、三月一ぱいに上げたいと存じますので、御協力を願いたいと思ひます。

それでは本日は中小企業金融関係の二つの法律案を議題といたしまして、前回やる予定にしております都合で延びております政府側の内容の説明をまず求めて聴取することにいたしました。

○政府委員(川上爲治君) 商工組合中

央金庫法の一部を改正する法律案につきまして簡単に御説明申し上げます。要綱をお配りしてありますので、この要綱につきまして御説明申し上げます。

「商工組合中央金庫法施行後の経過にかんがみ、商工組合中央金庫法の一部を次のように改正するものとする。」

第一は、「商工組合中央金庫に對する政府出資を昭和三十三年度において十五億四千萬圓増額すること。現在商工組合中央金庫の出資総額につきましては、合計二十八億四千萬圓ということになっております。この二十八億四千萬圓の内訳としましては、政府出資が十二億四千二百萬圓、それから組合出資が十五億九千七百九十萬圓ということになっておるわけでありまして、來年度におきましては、予算措置によりまして、政府の方でさらに十五億を増額して出資するというにいたしましたわけでございます。その理由としましては、商工中金の金利が一般の市中銀行よりもむしろ高いというやうなことが言われておりますので、この際、どうしても金利を引き下げたいというのとで、無利子の政府出資をいたしたわけでございます。現在商工中金の利子につきましては、短期の手形割引、これが日歩二銭七厘、それから手形の貸付が日歩二銭七厘五毛ということになっております。それから長期のものにつきましては、一年以上が年利二割一分、それから二年以上につきましては

一割一分五厘ということになっておるわけでありまして、長期を見ましては、一般の市中銀行よりもはるかに高いというやうな状況になっております。これが金利の引き下げにつきますと、各方面から強く要望をされておるわけでありまして、もちろん、現在までに昭和二十六年九月におきましては、あるいはその三十年の八月におきましては、三十一一年の四月におきましては、この數回にわたりました金利引き下げの努力をいたしたわけでございます。先ほど申し上げたように、現在なお一般の市中銀行よりも非常に高い、また、中小企業金融公庫と比べますと非常に、非常に高いということになっておりますので、政府としましては、この際大幅の増資をいたしまして、そうして金利を引き下げることになったわけでございます。これが第一の問題でございます。この十五億を増額しましたことは、商工中金の原資をふやすという問題よりも、むしろ金利を相当下げるといふことに重点を置いてやったわけでございます。

この金利を引き下げる、この増資によりまして、どの程度下るかというまあ問題であります。先ほど申し上げました手形割引の二銭七厘、あるいは手形貸付の二銭七厘五毛という短期のものにつきましては、二銭六厘五毛程度にしたいというふうに考えております。それから一年以上のものにつきましては、

は、年利一割一分でございますが、これを一割程度にしたい。さらにまた、二年以上のものにつきましては、現在一割一分五厘でございますが、これを一割五厘程度にしたいというやうな考えでおるわけでありまして、これを短期、長期平均いたしましたというところ、現在年利にしまして一割五厘六毛九厘といたうことになっておりますが、これを一割以内、すなわち九分九厘四毛七厘程度に引き下げたい、大体現在よりも六厘二毛二厘といたう程度引き下げられたいと思ひます。まあ、この程度にさしたる引き下げますという程度、大体長期のものにつきましては、一般の市中銀行とまあ同じ程度になつてくるのじゃないだろうかというふうに考えております。しかしながら、中小企業金融公庫と比べますと、まだある程度割高であるわけでございます。

それから第二につきましては、「金庫は、所屬組合またはその構成員以外の者のためにも内國爲替業務をすることができるとする」と、これは現在の法律の二十八条の五のところに「所屬組合又は其ノ構成員ノ爲ニ内國爲替業務ヲ爲スコト」ということになつておりました。現在の所屬の組合あるいはその構成員のためには、内國爲替業務ができるわけなんです。実はこの構成員だけにいたしますという、非常に不便でありまして、どうしても構成員以外の者についても、やはり内國爲替業務ができるようにしませ

は、年利一割一分でございますが、これを一割程度にしたい。さらにまた、二年以上のものにつきましては、現在一割一分五厘でございますが、これを一割五厘程度にしたいというやうな考えでおるわけでありまして、これを短期、長期平均いたしましたというところ、現在年利にしまして一割五厘六毛九厘といたうことになっておりますが、これを一割以内、すなわち九分九厘四毛七厘程度に引き下げたい、大体現在よりも六厘二毛二厘といたう程度引き下げられたいと思ひます。まあ、この程度にさしたる引き下げますという程度、大体長期のものにつきましては、一般の市中銀行とまあ同じ程度になつてくるのじゃないだろうかというふうに考えております。しかしながら、中小企業金融公庫と比べますと、まだある程度割高であるわけでございます。

んという、非常に不便でありまして、実際問題として、所屬組合またはその構成員に對しても、内國爲替業務ができないという面が出て参つておりますので、この際これを擴張いたしまして、構成員あるいはその所屬組合これ以外のものにつきまして、できるようにしたいということでございます。

それから第三につきましては、「金庫は、金融機關等の貸付業務を代理したときは、その貸付につき、所屬組合またはその構成員以外の者のためにも債務の保証をすることができるとすること。」「これも現在商工中金法の第二十八條の第四に「所屬組合又ハ其ノ構成員ノ爲ニ債務ノ保証ヲ爲スコト」ということになっております。私どもとしましては、商工中金と中小企業金融公庫との關係を密ならしめるということ、それからまた、現在中小企業金融公庫の直接貸しというものが非常に少くありますので、商工中金を利用いたしまして、なるべく中小企業金融公庫の金を商工中金の構成員以外の者に對しても貸していくというふうなやり方を、ある程度来年からはとりたいというふうに考えています。現在中小企業金融公庫の金、商工中金の構成員に對しましては、もちろん貸し出されておるわけでございますけれども、構成員以外の者に對しましては、商工中金を通して貸した方がよくはないか、これももちろん限度がありましかつても、ある程度はそういう措置をとつた方がよくはないかというふうなことで、来年度からそういう措置をとりたいと思つておるのですが、その際におきまして、やはり債

務の保証をするという規定がありませんという、非常に不便でありますので、ここにありますような措置をとることにいたしたわけでございます。

それから第四につきましては、「金庫は、中小企業等協同組合またはその構成員の事業の発達を爲るため必要な施設を行ふ法人に對し、主務大臣の認可を受けて短期貸付をすることができるとすること。」「これは現在第二十九條におきまして、余裕金の運用の制限規定が置かれておるわけでございますが、たとえば、中小企業等協同組合中央会とか、あるいはまた、この協同組合とやらはをなしております共取会社でありますとか、まあそういうものが結局この金庫を利用して貸付を受けるということができないような状態になっておりました。たとえば、中小企業等協同組合中央会におきましては、金を借りますときは、金庫の方からではなくて別のところから借りなかつたやうな感じがする、非常に不便な状態になっておりましたので、この際これを改正いたしまして、余裕金の短期貸付につきましては、そういう中央会でありますとか、あるいはその共取会社でありますとか、そういうものが利用できるような措置をとりたいというふうにいたしましたわけでございます。

「必要な施設を行ふ法人」、これは個人は除外してありますが、この「必要な施設」というのは、先ほども申し上げましたように、中小企業等協同組合中央会とか、あるいはまた共取会社とか、あるいはまた調整組合とか、まあそういうものを指しておるわけでありまして、そういうふうな法人が、これは「必要な施設」とあります

が、決して物的な施設だけではありませんので、短期の資金につきましても借り入れができるような措置を講じたというわけでございます。

ただいま申し上げましたような、この四点が今回の法律改正の要点でございます。

それから、信用保証協会法の一部を改正する法律案要綱につきまして御説明申し上げます。

御承知の通り、信用保証協会につきましましては、現在全国に約五十二の協会があるわけでありまして、特に零細企業に對しましては、銀行等の金融について保証いたしまして、非常な成績を實は上げておるわけでございます。ところが、現在この保証關係の基金といたしまして、約七十五億程度、全国總計でございますけれども、地方財政の關係から、最近におきましては、だんだんこれが減少するところまでになっておりました。なかなか伸びないというふうな状況になっておるわけでありまして、これはどうしてか、も國である程度の助成なり、めんどろをみるということが必要ではないかと、いうふうなふうに考えますので、この際特別な措置を講ずるということにいたしましたわけでございます。この措置につきましましては、いろいろな案をわれわれとしましては、検討をいたしました。結局、さしあたり措置として、これは、中小企業庁にありまします信用保險特別會計を通して、政府の金を十億この全国の各信用保証協会に對しまして貸し付けるといふような措置をとつたわけでございます。

「信用保証協会に對して、その業務に必要な資金を融通し、もつてその業

務の充實を圖り、中小企業者に對する金融の円滑化に資するため、信用保証協会法を次のように改正する。」「第一としましては、「政府は、信用保証協会に對し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、保証についで、その額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするため必要な資金を貸し付けることができるものとすること。」「この、政府は實際問題としましては、信用保險特別會計、これは中小企業庁の中にありますわけなんです、この特別會計の中に融資勘定という制度を設けて、その融資勘定を通して全国のそれぞれの信用保証協会に對しまして貸付を行うわけでございます。先ほども申し上げましたように、現在全国に五十二の信用保証協会があるわけでございますが、金額としましては予算の範囲内において、これは来年度は十億ということになっております。それから「政令の定めるところにより」といいますのは、これは償還期限でありますとか、あるいはその償還の方法とか、ぞういうことにつきまして、この政令で定めることになっております。期限、方法につきましては、まだ細目について、大蔵省との間にまだきまつておりませんけれども、まあ私どもの方としましては、大体長いものにつきましては三年くらい、それから短期につきましては一年以内というふうなふうに現在考えております。

それから「保証について、その額を増大するため必要な原資となるべき資金」と、これは結局原資をふやすということ、それからもう一つは、その下に書いてありますように、「その履行を

円滑にするため必要な資金」、ですからこれは大体短期資金ということになるかと思つたのですが、たとえばこの資金の交付が非常におくられておるというふうな場合に、この金を使つてもらうというふうなふうに考えておるわけでございます。しかし、いづれにしましても、この原資を増額するということ、が、基本的な問題でありますので、もちろんこの内容につきましては、原資となるべき資金の方が、はるかに大きな額となるかと思つております。従つて長期のものが非常に多いということになると思ふのであります。

それから貸し付けるということにいたしましたわけなんです、貸し付けるといふことにつきましては、われわれの方でも、いろいろその意見もありまして、検討をいたしましたのですが、とにかく貸し付けるといふことにいたしましたわけでございますけれども、やはりこれは現在保証協会に對しまして、県等がやつております出捐というふうな形で、すといふと、これはまあ渡し切りというふうなことになるので、渡し切りよりも、やはり低利で貸し付けて、そして保証協会の責任態勢をとらせ、またその保証協会においてその経営なり、合理化なり、そういう方面に努力が足りないときは、場合によつては、ほんとうに努力している方面にむしろよけい貸していくというふうな、そういう機動的な措置ができるような制度にした方がよくはないか、言いかえれば回転基金制度にした方がよくはないかというふうなふうに考えましたので、貸し付けというふうな制度に一応いたしたわけでございます。

第二は、政府は「前項の貸付を行

奇異に感じておりますことは、われわれ

これは商工中金というものは、いわゆる商工業者の組合金融であつて、どうも中小企業がこの組合金融で一つの組織の強化をはかり、そしてお互ひにこの中小企業の結束がうまくいくようにというふうなことを、われわれは実は考へておつたのでございませう。

従つて中小企業者は商工中金をいゝゆる系統的な金融機関として、その組合に入つておらない者は金を借りられないというように、われわれは今まで感じておつたのであります。ところが、今度の改正で、今度はまあだれでも商工中金から金を借りられるというように、一面から考へて非常に便利になつたようにも考へられますが、また、半面考へてみると、せっかく今まで組合結束を固くして、そして金融等もその組合の力によつて経営をしておつたというふうな一つの結束力が、もう勝手気ままに自分は自分だけで商工中金に行つても金を借りられるというふうなことになるかと、そういう点について、ちよつとこういふふうにして金を借りられるという点に對しては、大へんいいことではございませうが、一方組合というものの結束をにぶらせるといふような傾向があるのではないかと、思ひますが、こういふ点についてどういふふうにお考へになつておりますか、お伺ひいたします。

○政府委員(川上爲治君) これは要綱の第三の問題の思ひますが、まあ私どもの方としまして、この点は非常に心配いたしました、組合の強化というふうな点からいふと、あるいはこれは矛盾することになりはしないだらうかというのを一面考へたわけですが、また、一面から

いいますと、やはり中小企業金融公庫の金を商工中金を通してその構成員以外の者に貸すということが、また、その構成員を中金とある程度関係をつけさせて、そして中金を利用させるというふうなことも考へていくことになりやしないだらうか。言いかえれば、やはり組合に入るといふふうなこともなつてきやしないだらうかというふうなふうにも考へます。この組織の強化に對しまして、その面からはある程度のプラスになつてきやしないだらうかというふうなふうにも考へましたので、組織の強化とこの方法とにつぎまして、若干の矛盾があるかもしれませんが、その点は運用によりまして、そういう矛盾が生じないような措置を極力講じていきたいというふうなふうにお考へておるわけでございます。

○委員長(松澤兼人君) なお、大蔵省からは理財局、山崎経済課長、主計局新保主計官が見ております。

○西川彌平治君 ただいまの説明で大体はわかりましたが、まあ、これは商工中金の運用の方法でというふうな意味であると私は考へておりますが、そうすると組合員に對しては、優先的に貸すとか、あるいは組合員でない者に對しては、まあ第二次的にするとか、対しては、まあ第二次的にするとか、いふような、単刀直入に言ひますれば、そういうふうな点にもお考へになつておるという意味でございませうか、いかがでございますか。

○政府委員(川上爲治君) 私どもの方を優先的に申しますか、そちらに重点を置きまして、公庫の金を貸し付けていくというふうなふうにしなさいといふように考へております。ただ、この際につきると、じゃそのワケを設けてどうするかというふうな問題につきましては、これはその時期的な問題もあつた方がよい、この際をうける措置を考へておられます。

○西川彌平治君 今までは中金の金を借りるときは、組合の理事等が連名でこれに對して保証を考へておつたのでございませうが、今度はこの組合員以外の人が借りる場合には、どういふふうなことで保証をやらせることになりませうか。

○政府委員(川上爲治君) これはやはり関係する者が保証するというふうなことになるかと思ひますが、これはあとで——私の方としまして、ちよつと私もはつきり覚えておりません。あとで申し上げませう。

○西川彌平治君 もう一つ何つておきませんが、こういふふうには組合員以外の人に、まあ金を貸し出すとするといふと、保証の問題、かなり私はむづかしい問題になるのじやないかといふことを考へておるのであります。まあ、人を保証をしなければ、あるいは担保物件といふふうなことになるのではないかと考へておりますが、そういうことはどうお考へになつておられますか、担保を取るといふふうなことにお考へになつておられますか、どうですか。

○政府委員(川上爲治君) これはもちろん担保を取つて貸し付けることになつるかと思ひますが、これは別に中小企業金融公庫の問題はこれだけで質問を打ち切ります。

○近藤信一君 私はまことにしろうとで、ピントのはずれた質問かもしれませんが、今回の商工組合中央金庫法の一部改正は、その目的はやはり中小企業の強化と育成、そのために考へられた一部改正法案であるわけなんです。そこで問題になりますのは、私どもがこれを見まして考へた場合に、中小企業金融公庫への政府資金の投入は、投融資が二百億で昨年より六十五億まあ増加しておるわけなんです。今般の商工中金への出資は十五億円でございまして、そのほかに商工債引受金が二十億円、合せまして三十五億円でございまして、昨年よりは二十五億円ふえたことに相なるわけなんです。そこで、この要綱の中にもございませうが、今度は構成員以外の者にも貸し出しのできるように相なるわけでございます。そういういたしますと、構成員以外の借り手がふえることを予想した場合に、今度の政府の出資が、中小企業金融公庫と比較すると、非常に少ないのではないかと、この点に私は考へるわけなんです。この点に私は考へるわけなんです。

○政府委員(川上爲治君) 所屬組合または構成員以外に貸し付ける場合といふのは、これはその商工中金が自分の金を貸し付けるというのではなく、中小企業金融公庫の金を、この代理店となつて、その公庫の金を、その組合または構成員以外のものに貸していくといふことではございませうか、十五億の増資の問題とは、これは別な問題だといふふうにお考へられますか。

○近藤信一君 そうすると、これは中小企業金融公庫を通じて借りるといふことですか。

○政府委員(川上爲治君) これは先ほども申し上げましたように、現在中小企業金融公庫におきましては、直接に本店なりあるいは支店から金を貸しておる金額は少いのでありまして、ほとんどこれは大部分のものにつぎましては、代理店を通して貸しておるわけでございます。これは一般の市中銀行がその代理店になつておるのが多いわけでございますが、この商工組合中央金庫につきましても、代理店となつてそして中小企業金融公庫の金を貸していくといふふうなことになるわけでございます。その分だけは本来の商工組合中央金庫の資金よりもふえるといふことになつてくるのでございませう。

○近藤信一君 それから利子の点でございませうが、これは昨年より六厘二毛二条ですか、これだけ引き下げると、こゝういふ予定になるわけなんです。それだけ引き下げたときのバランスといふものは、どれくらいになりますか。

○政府委員(川上爲治君) 十五億増資をいたしまして、その結果短期も長期も合せまして、年利今先生がおっしゃいました六厘二毛二条程度下るわけなんです。そういたしますと、平均年の金利が九分九厘四毛七条といふことに大体なります。そのうち短期、長期を見ますと、長期につきましては現在の二厘一分五厘といふのが、これは二厘以上であります。これが二厘五厘程度になるかと思ひます。それから一年以上二年未満のものにつきましては、現在一厘一分といふのが一厘といふことになりはしないかと思ひます。そういたしますと、長期のものにつきましては

すといふと、長期のものにつきましては

平均金利が一割二厘、一割三厘程度に
なると思つてあります。一割三厘と
いいますと、現在中小企業金融公庫の
金利が、これは大体長期のものが多
いわけなんです、これが九分六厘であ
りますので、なお相当の開きが生じて
おります。しかしながら、一般の市中銀
行の金利を見ますと、たとえば興銀と
か、そういうようなものと比べます
と、大体一割三厘という程度ではない
でしょうか、長期につきましては。そ
うしますと、まあ大体商工中金の長期
のにつきますと、一般の市中銀行の
長期のものと、大体おつかつというよ
うな程度になってくるんじゃないかと思
いますけれども、先ほども申し上げま
したように、政府の機関であります中
小企業金融公庫と比べますと、まだは
るかに高いわけでございます、われ
れとしましては、商工中金の金利は
今後におきまして、さらにもっと下
げていくような策を講じなければなら
ないというふうに考えておるわけでござ
います。

○近藤信一君 今長官のお話で、や
はり高いという事実を認めておられる
わけなんです、そうすれば、もう少し
これは金利を下げていくというよう
なことはお考えになりませんか。
○政府委員(川上爲治君) これは先
ほども申し上げましたが、一応これは財
政の關係とか、あるいは商工中金の性
格の問題とか、そういうような問題か
らいたしまして、来年度におきまして
は十五億の増資ということにどうもた
わけでございますけれども、私どもの
方といたしましては、やはり、商工中
金の金利を下げるということはどうし
ても必要でございますので、先ほども

申し上げましたあるいは政府の預託金
をもつとふやしていくとか、あるいは
また預金をもつと集める。その預金を
集める方法としましては、信用組合と
中金とを密接な關係を持たしめる。そ
して、信用組合のあるいは余剰金とい
うようなものを、たとえば銀行に信用
組合が預けておるような預金をむしろ
中金の方へ預けていくというような措
置をとつて、預金をもつとふやすとい
うようなことで金利を下げるというこ
とにいたしたいと思ひますし、また、
商工債券につきましても、その利率に
つきましてはだんだん低くなつて参つ
ておるような情勢にもなつております
ので、そういうことによりまして、何
か金利をもつと下げるといふような措
置を講じたいと考えておりますが、そ
れ以外の方法としましては、衆議院の
委員会におきましても問題になりまし
た、政府の方から直接融資を受ける
というふうな道も開けるようなことも検
討したいというふうに考えておるわけ
でございます。まあ、そういういろん
な措置を講じまして、もつと金利を下
げるような努力を払いたいと思つてお
ります。

○近藤信一君 やはり、借りる側から
いいますと、これはのどから手の出るぐ
らい借りたいんだが、今もおっしゃつて
みえるように、金利が高いから、ここ
でちゅうちうする、こういう結果にな
ると思ふんです。そういう結果にな
ると、やはり金利を下げていくといふ
ことになりまして、やはりこれは政
府の出資ということが大きく考えられ
なきやならぬ、こういうふうに私は思
ふのであります。そこで、今年度の十
五億ですか、十五億ということは、ほ

かから比較いたして見ますと、国民
金融公庫等から比較いたしまして、
非常に額が少いというふうに私考
えんですが、その点長官はどのように考
えておられますか。
○政府委員(川上爲治君) まあ、これ
は非常にいろいろ議論があるところで
あります、中小企業金融公庫とか、あ
るいは国民金融公庫といふのは、これ
はもう純然たる政府の機関でございま
して、政府の出資なり、あるいは政府
の財政投融資、まあこれだけで実はま
なつておる機関でございまして、従
いまして、たとえば預金の受け入れと
か、あるいはまた債券の発行とか、そ
ういふことは現在のところいたしてお
りません。ところが、商工組合中央金
庫につきましても、これは長年の歴史
を持つておりますが、やはり組合系統
の機関として、特別な性格を持つてお
るのであります、言いかえれば、ま
あ民間的な色彩が非常に強いというよ
うな金融機関になつておるわけでござ
いまして、政府の出資につきましても
も、民間出資にとらみ合はしてやるべ
きではないかというふうな、これはま
あ性格論からいたしましてそういうよ
うな考え方があつてあります。従
いまして、政府の出資が非常に大きな
額になるというふうなことになるまし
て、民間出資といふものが非常に
に少いんですから、そういういたしま
すと、従来の商工中金の性格が非常に
変つてくるというふうなことになる
くのではないだろうかというふうな
ふりにも考えますので、まあそういう
点を考えまして、やはり、従来の組合
系統機関としての性格といふものを強
く考えますという、政府の出資とい

うのを非常に大きくするということが
どうかというふうな基本的な見解があ
るわけでございまして、私どもとしま
しては、政府の援助もある程度、同
時にまた、自分で預金を集めるといふ
ことも努力すべきである。また、商工
債券を相当発行して、なるべくこれは
現在の利率よりも低くするとか、ある
いはその発行の額を上げるとか、そ
ういふような措置をとつて、だんだん金
利を下げるというふうなことにして、商
工組合中央金庫の性格そのものをあま
り変えないように持つていった方がよ
くはないだろうかというふうに考えた
のでございまして、しかし、最
近の商工中金の状況からいたしま
して、やはりこの際政府がある程度
援助しなければ、とても金利が下らな
いというふうなふうに考えましたの
で、先ほども申しました十五億の出資
をこの際やることにいたしましたわけ
でございます。

○近藤信一君 今、長官が、国民金融公
庫、それから中小企業金融公庫は純然
たる政府の機関だ、それからこの商工
中金の方は、政府と民間両方でやつ
ておると、私はそういう考えがいかん
と。政府の方から政府の方には力
を入れる、民間と共同だから、この方
にはあんまり力を入れなくてもいい
というふうなことは、実際に取
扱つておる商工中金の方からいつても、も
ろ少し政府で力を入れて、そして政
府の出資を大幅にやつてくれるなら
もつと金利を下げられるのじゃない
か、そうすればもつと利用度もふえ
てくるというふうなことも考えられる
のであるから、これは政府のほうから
力を入れる、民間と共同の方だからこ

いつはだめだ、こういうふうな考えで
は、いつまでたつても、中小企業の振
興といふことの努力をなさざる点が非
常に欠けておるのじゃないかと、こ
ういふふうに私思ふのですが、その点
がどうか。
○政府委員(川上爲治君) 商工中金
あるいは中小企業金融公庫に対する政府
の力の入れ方、これは、私どもの方
としましては、政府の援助そのものにつ
いては同じように考えておるわけなん
ですけれども、ただ、商工組合中央金
庫といふのは、先ほども申し上げまし
たように、国民金融公庫あるいは中小
企業金融公庫とは性格がある程度違
う。従つて、その性格の違ふという点
は、言いかえれば、全面的な政府の援
助を受けるということではなくて、や
はり自分の力において預金を集めて金
利を低くするよう努力するとか、あ
るいはまた、商工債券につきましても、
金利を低くするよう持つていく
ような発行のいろいろな努力を払うと
か、そういうふうなことに力をつけて商
工中金そのものにおいても努力するこ
とが、その性格上必要ではないかとい
うようなふうに考えられますので、
そういう努力をいかにしてもなかな
か金利が下らない、どうしても政府
としてはもつと大きく財政的な援助
をしなければならぬというふうなこ
とでございまして、われわれとし
てでも、もちろんこれに對しまして
さらに大幅の増資を必要とするこ
とでございまして、一応来年度にお
きましてはさしあたり平均金利を一割
以下にするということに第一段の措置を
とりたいということで、政府の十五億
の出資を増額いたしましたわけござい

ますけれども、さらに反面におきましては、さきほども申し上げました現在の預金を集めるやり方でありまして、か、そういうことを中金そのものも、もつと一努力して、そうして預金を増額して金利を下げるといふような方向に持っていくべきだといふふうには、私も考えておるわけでございまして、今、先生おっしゃいましたように、われわれとして商工中金と中小企業金融公庫と全然援助の仕方が違ふじやないかといふようなお話なんですか、政府の出資なり、援助といふんですか、政府の出資なり、あるいは政府の財政投融資の額、これは商工中金の性格からいいますと、政府だけの貸付なり出資なりといふことではなくて、民間の金も集めて、それがやっぱり資金源にする努力を払うべきじやないだろうかといふふうには考えておるわけでございまして、まあ、そういう努力をいかにしまして、なかなかその金利が下らないといふような場合におきましては、今後われわれは、さらに政府の援助を大きくしていくといふような方向に持っていくべきだといふふうには考えているわけでございまして。

○近藤信一君 その方はもうそれくらいにいたしまして、まだあとの方もよろうから……

先ほどあわせて説明を願いました信用保証協会の資料をちょっと出していただき、さきほども申し上げました現在の預金を集めるやり方でありまして、か、そういうことを中金そのものも、もつと一努力して、そうして預金を増額して金利を下げるといふような方向に持っていくべきだといふふうには、私も考えておるわけでございまして、今、先生おっしゃいましたように、われわれとして商工中金と中小企業金融公庫と全然援助の仕方が違ふじやないかといふようなお話なんですか、政府の出資なり、援助といふんですか、政府の出資なり、あるいは政府の財政投融資の額、これは商工中金の性格からいいますと、政府だけの貸付なり出資なりといふことではなくて、民間の金も集めて、それがやっぱり資金源にする努力を払うべきじやないだろうかといふふうには考えておるわけでございまして、まあ、そういう努力をいかにしまして、なかなかその金利が下らないといふような場合におきましては、今後われわれは、さらに政府の援助を大きくしていくといふような方向に持っていくべきだといふふうには考えているわけでございまして。

した資料ですね。これと、それから保証協会の中小企業に浸透しておる度合、この度合を示しておる資料、この二つを、一つはから審議する資料にしたいと思ふから、出していただきたいと思ふ。

○政府委員(川上爲治君) 浸透度の方はよくわかりませんが、貸付の基礎ですね、貸付の基礎といふと、貸付の基準でしようか。

○近藤信一君 信用保証協会の現況を説明した資料だな。

○相馬助治君 長官に一点お尋ねしたいのですが、今度のこの法改正で、政府出資を十五億出して、金利を引き下げるために努力をしておるといふことに対しては、私、非常に敬意を表します。この金利引き下げに今後努力して、ただかなければならぬと思ひますが、同時に、もう一つ問題なのは、この商工中金の資金量をふやして、もっと貸し出しが可能であるようにしていただくかなければならぬ、こゝろ思ふのです。で、一般の中小企業者といふのは、驚くほど素朴といふか、わからぬといふか、中金といふものと中小企業金融公庫といふものの区別もわからないといふような人が実は多いわけですね。長官なんか想像されるよりも、はるかにわからないわけですね。そこで私がお尋ねしたいと思つておることは、今度の第三の改正といふものは、非常にいい改正だと私も思ふのです。具体的な実例を栃木県あたりにとつてみますと、商工中金に金を借りに行く。そうしてこの組合並びにその構成員でなければ金が借りられないといふことを、窓口で初めて聞かされる。そうしてあなたたちは中小企業金融公庫といふのがあるから、そこで借りなさいと教えられる。そうすると、栃木県ではこの中小企業金融公庫といふのがありませんので、市中銀行の、たとえば足利銀行なら足利銀行が代行しておるというので、その窓口へ行くと、そうしてまた簡単にあしらわれて、金が借りられない。こういう状態なんです。私なんかたびたび経験して、います。商工組合中央金庫の窓口の人たちといふのは、中小企業金融公庫の窓口の人と比べると非常に親切であり、丁寧です。これはやはりその半分民間だといふ空気が作用しているんだと思ひますが、とにかく商工中金の人たちといふのは、公庫の人たちに比べると親切であり丁寧です。しかし、一向に金が借りられないといふわけなんです。そこで、この第三の改正は、内容的にはこういうことになりませんか。今のような実例の場合に、金融公庫へ行つて頼みなさい、そうしてこちらに書類が回つて来れば、中金の方として何とかしてあげましょうといふような実際の形になるのか。それとも商工中金の窓口だけで解決して、あなたは組合でもないし、組合の構成員でもないから、ここから直接にお貸しすることはできないが、金融公庫の方と話し合ひをつけて、この窓口を通じてあなたたちに融資をしてあげますと、こういうふうな積極的な事務手続が可能であるのを期待してよろしい。これは改正なのでしようか。その点を具体的にお尋ねしたいのが一点。それから第二点は、政府出資があまりにも多くなると、性格がやつてしまふといふお話しですが、私は性格がやつてもやむを得ないし、また、いい

じやないか、近藤委員が質問したと同じことなのですが、できるだけ政府出資を多くして、もつと中小企業者、金融難にあえいでいるこれらの人を救うという立場を、特に長官はとつてしまふべきものであるし、現在の政府もまた、そういう政治的な責任があらうと私は考えておるわけですね。従つて性格が変るからこの程度といふことではなしに、将来もつと政府出資も多くし、同時に商工中金をかつちりしたものにしまして、預金ももつと自然にふえるという形に持つていくべきだと、かように考えますが、その点についてはどういふふうにお考えであり、将来どのような見通しでございしますか、以上二点お尋ねいたします。

○政府委員(川上爲治君) 第一の問題につきましましては、今、先生から最後におつしやいましたように、これは商工組合中央金庫が、中小企業金融公庫の代理店になつて中小企業金融公庫の金を貸すといふことになりましたので、そのワケをどの程度にするかといふ問題は、これからいろいろわれわれとしましては、具体的にきめていかなければならぬ。まあ、たとえば宇都宮なら宇都宮におきまして、商工中金の支店がありまして、そこへ商工中金本来の金を借りに行くのではなくて、組合員外の者がその宇都宮の支店に行つて、その公庫の代理店としての金を貸してもらいたいといふことであれば、そのワケの範囲内においてそこで話がつくといふようなふうにしていきたいといふふうには考えております。

○相馬助治君 市中銀行との関係はどうなんですか。

○政府委員(川上爲治君) 市中銀行につきましても、現在公庫の代理店になつておるものもあるわけでございまして、同じ宇都宮におきまして、これははつきり私も知りませんが、おそらく公庫の代理店になつておる金融機関があるわけですが、その場合におきましては、どちらから借りまして、同じような金利といふことになつてくるかと思ふのであります。

それから第二の問題につきましましては、これは非常にわれわれとしましては、むづかしい問題であります。やはり商工組合中央金庫といふものは、中小企業金融公庫とか、あるいは国民金融公庫とは性格が違ふ。これは先ほども申し上げましたように、一種の半官半民の機関だ、しかもその資金源といふものは国に一切頼らない。これは国民金融公庫と、中小企業金融公庫といふものは、一切国が出しておるわけでありまして、これはその方法としては出資金、あるいは資金運用部の金を貸し付け、あるいはやり方についておるわけでありまして、商工組合中央金庫といふものは、これは一種の半官半民の金庫でありまして、民間の組合系統の金を集めて、そうして集めた金を資金の源として、一面においては貸し付けをしていくといふこと、もう一つは、それに対して政府の方がある程度援助をいたしまして、そうして援助したその金と一緒になつて、この組合員の方へ貸し付けをしていくといふようなことになつておりました。中小企業金融公庫に対する監督と、それから商工組合中央金庫に対する監督それ自体についても、法律上若干の差異があるわけでございまして、中小企業金融公庫に対しては、予算、会計経理その他については、む

つきましても、現在公庫の代理店になつておるものもあるわけでございまして、同じ宇都宮におきまして、これははつきり私も知りませんが、おそらく公庫の代理店になつておる金融機関があるわけですが、その場合におきましては、どちらから借りまして、同じような金利といふことになつてくるかと思ふのであります。

つきましても、現在公庫の代理店になつておるものもあるわけでございまして、同じ宇都宮におきまして、これははつきり私も知りませんが、おそらく公庫の代理店になつておる金融機関があるわけですが、その場合におきましては、どちらから借りまして、同じような金利といふことになつてくるかと思ふのであります。

十億預金部におきまして債券の引き受けをするということにいたしました。少くとも原資の増大についても、政府の方ではそういう形において援助をするというよりなことを実はいたしておるわけでございます。

○小幡治和君 先ほどから長官は、この利率が高いという面については、商工中金の性格上ということを非常に強く言われておるのですけれども、その性格上高くならざるを得ないというその具体的説明を一つお聞きしたい。

○政府委員(川上爲治君) 結局まあ具体的に申しますと、まあ出資とか、そういうような金が全体の割合としては低い。それからまた、預金が思ったよりも比較的そんなに集まっていない。要するにその全体の資金のワクの中で半分あるいは半分以上のものが商工債券でまかなつておる。商工債券の利率が大体七分以上であります。それが結局この商工中金の原資になつてゐるところに、一番問題があるかと思ふのでありますので、今後におきましてはこの商工債券の利率を下げるということ、あるいはその発行価格を上げるということ、あるいはまた預金をもつと集めるということ、それから出資をもつとよけいやるとか、あるいは場合によりましては、政府の金を借りるというよりなそういうような措置を講じなければ、この商工債券で大部分をまかなつております以上は、どうしてもその金利を急激に低下するということがなかなかむずかしいところにあるんじゃないかと思ひます。先ほど農林中金との関係につきましてお話がありました。政府がどの程度出資をし、組合の方からの

程度出資しておるかという問題があるのですが、農林中金は一月末で出資総額が二十四億二千万円となっておりますが、そのうち政府の優先出資が十六億二千万円、組合出資が八億ということになっております。しかし、まあ農林中金につきましては、御承知の通り米穀、米の方の回米代金が相当入りますので、そういうものが中心になって貸出資金の原資となっておりますわけなんです。従いまして金利も非常に安くなっております。預金ももちろんこれは非常に集まっておりますので、そういう関係から金利につきましては商工中金と比べますというところ、はるかに低い状況になっておまして、短期につきましては大体二銭一厘から二銭四厘程度ということになっております。それからまた、長期も一年以上のものにつきましては大体九分一厘から一割六厘、大体まあ九分五厘とかというふうなところが、中心になっておるようでありまして、これはやはり何と申しまして、農林中金の預金をこれは相当よく集めておる。集めておりますということは、一つは商工中金の方は先ほども申し上げましたように支店の数が全国で六十一でございます。まあそれにしてしましても、農林中金と比べますというところ、そういう支店網というのが非常に小さい。従って預金の集まりといつてない。それに加えて回米代金という特殊なものが農林中金にはある。そういうことで金利が商工中金よりもはるかに低いということになっておると考えるのであります。

○小幡治和君　まあ、今いろいろ伺いましたが、結局そうすると今度の措置というものは政府の十五億によって金利を下げた。しかし、これは十五億ということで、先ほど御説明のありましたような金利のごくわずかの低下ということを所期し得たわけなのですが、もう少しこの際政府が十五億出すことによって金利を下げた、それとあわせて今商工債券の話及び組合出資及び預金の吸収、そういうような面を具体的にこうこうこういうことをして、なお下げ得るのだという一つの目安というもの、を、長官としては持っていたきたいというふうに私は思うのです。ただ政府の金だけをふやして、その分だけでもって、ごく少し金利を下げたいというだけでは、どうしても効果としては少ない。せっかくこれをやったならば、もっとその商工債券なり組合出資なり、預金の吸収について、もう少し具体的にこうこうこういうふうにして、なおこれを一つの契機としてなお何厘下げののだということをも一つ特別に考えを願いたい。われわれとしてはもっと各預金吸収、いろいろな点の割引債券とかいろいろ出しているのですが、そういう点にもっと出し得るのではないか。こういう点について大蔵省あたりでいろいろな制限をしておるのだろうか、今利率の点なども、いろいろお説がありました、が、農林債券との問題、興業債券との問題、いろいろあると思うのですが、同じような内容のこういうものという比較してそうして商工債券というよりなものが、どうも金利を上げておる要因というものが多。それとはかの債券と比べてもっと下げるといふ努力をする必要がある

る。また、大蔵省もそれに対して助力をする必要があるのじゃないかというように思っておりますが、それについて長官、あるいは大蔵省の御意見を聞きたい。

○政府委員（川上爲治君） 先ほど申し上げましたように、まあ私どもとしては現在平均金利が一割をはるかにしておるものを、この際少くとも一割以下九分九厘というようなところで持つてきようじゃないかという、これは第一段の措置として、来年度においてはそういう措置をとることにいたしましたわけでございまして、今先生からお話がありましたように、まあこれではやはり農林中金とかその他のものと比べるというところでも高いので、何とかもつと引き下げる方法を具体的に講ずるべきだというようなお話なのですが、私どもの方としまして、じゃあどの程度まで下げるかという問題になりますと、一応私としましては現在の中小企業金融公庫の長期が九分六厘でありますので、せめてあの程度まではどうしても引き下げていくように持つていきたいというふうに考えるのですが、もし九分六厘まで長期ものを切り下げるということになりますと、短期につきましても同様の措置をとらなければなりません、そうしますと、先ほども申し上げました大体五十億圓くらいの、しかも無利子の金がどうしても必要であるということになりまして、これは予算の財政関係その他の問題から、なかなか来年度におきまして一躍そまで持つていくということは、非常にむずかしい状態でありましたので、さしあたりは先ほども申し上げましたように、まあ一割以下の

九分六厘くらいに少くとも平均持つていくということに実はいたしたわけでございます。

その他のいろいろな方法も、もちろんわれわれとしてはもつと講じなければならぬ、たとえば預金を集めるためには信用組合との連携をもつとつけて、あるいは支店網というものをもつとたくさん持たなければ、とても預金は集まるものではないというふうに考えますので、そういう措置を講ずるとか、あるいは県なり国なりの預託金というものを、最近引き揚げる方向にありませんけれども、なるべく引き揚げないで、余裕金がありますれば、預託金をもつとふやしていただくというような措置を講じてもらいますとか、あるいは商工債券については、これはなかなかその関係で金利を下げるということとはむずかしいのですが、これにつきましても発行条件をもつとその金利を引き下げるような方向に持つていけるようにするとか、まあそういう措置を講じなければならぬと思つておるのですが、まあ先ほど申し上げましたように、一挙にしてその九分六厘というよりは、今のところなかなかむずかしい点がありますので、差し当りは第一段の措置として九分九厘幾らというところに持つていくということにしたわけでございます。

○説明員(鳩山威一郎君) 実は、私は直接担当でありませんが、主務はやはり銀行局の方がお見えになっていないものですから、聞き及ぶのところでございますので、大へん恐縮でございますが、ただいまの御質問に対しまして

川上長官が御答弁になりました。大蔵省の、銀行局の方の意見といたしましても、極力あらゆる措置を通じて商工中金の金利の引き下げについて努力しております。特に預金の吸収につきましては、昨年度からいろいろ預金の預託の金利などに特に配慮いたしましたので、預金の吸収に努力をいたしておつたのであります。それが、昨年一年の経過を見ましても、そういう預金の伸びが考えたとように伸びておりません。それからそのほか経費の点につきましても、いろいろ経費率が割合高うございまして、この点なども金利を引き下げるのに非常な障害になっておるのでございますが、また一方には、やはり金融機関といたしまして必要なやはり準備金等も持っていきませんと、こういう中小企業相手のものでございますので、金融機関の健全性も維持しなければなりません。そういうようないろいろな点も考えまして、できるだけ努力をいたしておるところでございます。今後とも御趣旨の点につきまして、中小企業庁と一緒になりまして、努力して参りたいと思つております。

○小澤治和君　今の長官は国並びに府県の歳計現金の預託というようなことも、大いにやつていくことを言われたのですが、これについて府県あたりの歳計現金の預託というものは、こういふふうによつていく、これは中小商工業者の要望によつてやりますと、これに対して大蔵省の方では府県が非常に困つておるのに、そういうようなものを、そういうようなところに現金預託することはいけないというふうなことを指示されたようなこともあるの

ですけれども、現在はそういう点について、通産省と大蔵省と意見一致して、そういうような歳計現金はこういうふうなものに預託してもいいというふうに考えられておりますか、この点はどうですか。

○政府委員(川上爲治君) その国の預託金について、まあいろいろ議論が実はあるのですが、これをだんだん今までは減らしてきておりますけれども、これを減らしますという、結局まあ金利の問題に中金あたりは非常に関係が深いものですから、やはり大蔵省と相談をいたしまして、もっとふやすという問題については、十分な話し合いはついておりませんが、少くとも現在国が預けておるものについては、これを早急に引き上げないということに実はいたしております、これはまあ私どもとしましては、なるべくふやして参りたいという気持は実は持つておるわけなんです、この問題については、もつと大蔵省とも今後相談をいたしたいというふうに考えております。

それから県につきましては、これまた最近ではだんだん減つていくというよりな形になっておるのですが、まあ私どもの方としましては、やはり県に余剰金のある場合におきましては、ほかのいろいろな金融機関に預託するというよりなことも、やはり中小企業関係の、こういう中金でありますとか、あるいはその他の中小企業関係のものに預託してもらいたいということを、県に対しては要望を実はしておるわけでございます、それは余剰金につきましては極力そういう運用をしてもらいたいということを、県にもお願いをしておるわけでございます。

○小幡治和君 その点大蔵省どうですか。

○説明員(鳩山威一郎君) 銀行局の方で担当しておりますので、あとで取り調べまして御答弁いたしたいと思っております、担当が違いますので銀行局の方から……。

○小幡治和君 それじゃ保留しておきます。

○豊田雅孝君 先ほど来いろいろ御質問がありました、中小企業庁長官中心で答弁のあったことにつきまして、お尋ねをしておきたいと思うのでありますが、まず第一には、今回の商工中金の金利の引き下げがある程度できた、それによつて興銀並みぐらいになつてきたということは、まあ一応けつてきたと思つておりますが、御承知の通り、これは長官に特にお尋ねするのですが、この金利の引き下げについて問題になるのは、中小企業専門金融機関の間において特に問題になるのだという点で、具体的に言うとうと、中小企業金融公庫の貸し出し金利が九分六厘だと、今度商工中金の金利が非常に努力の結果下つてみたところで、長期の資金の貸し出し平均金利は三厘三厘、そこに七厘の差があるわけでありまして、組合を政府の方では中小企業対策の根幹だということで、非常に主張をせられておるのだけれども、その組合に対する金利の方が、中小企業金融公庫から中小企業者がそのまゝの姿で借りた場合に金利が安くなるということでは、実際組合を中小企業対策の根幹にしておるとか、何とかいふたつて実が上らぬ、また実が伴わぬということになるんですが、そういう点で今後特にこの中小企業専門金融機関、具体的に

にいうと中小企業金融公庫と商工中金との間の金利は、少くとも同一に持つていかなければならぬというふうに考へるんですが、その点は中小企業庁長官は強く認識せられ、また、そういう前提に立つてお考えになるのでありましょか、その点を伺いたしたいのであります。

○政府委員(川上爲治君) これは先ほど申し上げましたように、少くとも中小企業金融公庫とは同じ程度まではどうしても持つていきたい、むしろ私は組合の組織の強化という点からいいたしまして、むしろそれ以下に持つていきたいというふうな、これは特に長期についてでございますが、そういう気持を持つております。

○豊田雅孝君 それではそれを前提にしてお尋ねしますが、先ほど来、預金を大いに商工中金として吸収したらというふうなお話があったのであります、御承知のように商工中金は、大体各県一つの店舗というのが原則になつておるのであります、これは組合金融を中心にする以上は、そんなに普通の金融機関のように、町という町には支店を出すというわけにはいかぬので、そういう点において今後いかに店舗をふやしていくか、おのずから限度があるということが第一点。

それからもう一つは信用組合によつて資金を集めていったらというお話がありました、御承知のように信用組合も中小企業者相手なんです、中小企業者というものは預けるんではなく、借りた一方なんです、それで預金を集めるといふことになると、どの金融機関でもそうなんです、消費者階級というか、そういう方面の預

金が集まらぬということであつたならば、そんなに預金に期待をするということ自身が非常に無理なんです、これが第二点。

それから第三点としては、農中の預金との比較論がありましたが、農中の預金と農林中金は御承知のように食糧統制に伴うものがある、あの米穀統制に伴う買上げ、それから資金の放出、それが系統金融機関に当然じつとしておつても集まつてくるんで、むしろ食糧制度をやめてしまつたら、農林中金だつて預金はほとんど集まりませんよ。だから農林中金とは比較にならぬというところが第三点なんです、そういう三つの点についての御見解を伺いたいと思ふんです。

○政府委員(川上爲治君) この支店を増加するという問題、これは非常にむずかしいというお話しなんです、私も実際これは中小企業金融公庫にしても、支店をふやすというところは非常にむずかしい状態になつております、この中金につきましても、その支店をふやすという問題は、なかなかこれは簡単にはできないというふうに考えております。その点は全く同感でございます、しかしまあわれわれとしましては、なるべくやはりその一つの組織網というものをふやしていくというふうな点からいひまして、できるだけ支店も私はもつとふやしていきたいというふうに考えております。それから信用組合を代理店として使つて、これは系統金融機関として十分に活用するといふ問題につきましては、これは信用組合が今先生からお話がありますように、なかなかそういう余裕はないという問題でございます。

が、現在信用組合はほかの銀行なんかにある程度の預金をいたしておるんです、そういうのを中金の方へ肩がわりできないか、また肩がわりさせるためにはどういふ措置を講じたらいいかというのをわれわれとしましては、もつと検討いたしまして、そうして極力信用組合の余裕金というのを、中金の支店の方へ肩がわりしていこうという措置を講じていきたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、その問題としてはいろいろ残つております、なお今後検討の問題になつております、これはいわゆる員外者の預金を何らかの形において集めるという点ではできないものだらうかという点について、われわれとしましてはもつとこれから検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから農中の関係につきましましては、今お話がありましたように、基本的に非常に違つておりますので、なかなか農中みたいに商工中金に預金などが集まるというところは、非常にむずかしいだらうというふうには私は考えております。そういうことは私に言つておきます。その三つの点についてなかなかむずかしい点があつて、そう簡単に預金が集まるものではないというところは、まことにおっしゃる通りでございます。従ひましてまあわれわれとしましては、ほかのいろいろな手はないのかという点について出資の問題、あるいはまた債券の、政府の引き受けの問題、あるいはまた衆議院の委員会でも問題になりましたいわゆる政府の金を低利で直接中金に貸すという問題、この問題についても、さらに大蔵省とい

○委員長(松澤兼人君) 午後二時再開することになりました。暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時五十六分開会

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、中小企業関係の二法案を議題にして審議をいたします。

なお、この際、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案、中小企業の資産再評価の特例に関する法律案、この二案はいずれも中小企業金融と密接な関係がありますので、また、中小企業の将来につきましても、非常に重要な問題でありますので、この際この二つの法律案について政府から説明を聞きたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議がなければ、さよう取り計ります。大蔵省主計局の新保主計官。

○説明員(新保主計官) 中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案につきましても、簡単に御説明申し上げます。

この特別会計法の改正法律案は、信用保証協会法の一部を改正する法律案に伴いまして本国会へ提出されたものでございます。信用保証協会法の一部を改正する法律案は、午前中から御審議の通り、政府が中小企業に対する金融の円滑化をはかるため信用保証協会に對しまして、その保証能力を増大するために必要な原資となるべき資金、それから信用保証協会の保証債務

の履行を円滑にするために必要な資金、この二つの種類の資金を貸し付けることができるようになるために、この信用保証協会法の一部改正案が提出されておるわけでございます。この法律案に伴いまして、信用保証協会に對する資金の貸付事業に関する政府の経理を、中小企業信用保険特別会計において行うことといたします。このために、ここに中小企業信用保険特別会計法の改正法律案を提出した次第でございます。

で、この特別会計法の一部改正法律案の概要を申し上げますと、改正の第一点は勘定の区分設定でございます。すなわちこの会計を、保険勘定と融資勘定に区分いたしまして、保険勘定におきましては従来行なっておりました中小企業信用保険事業に関する経理を行行、それから融資勘定におきましては信用保証協会に對する資金の貸付事業に関する経理を行行、そういうふう

に規定してございます。改正の第二点は、信用保証協会に對する貸付金の原資は一般会計から予算の定めるところによつて融資勘定に繰り入れるという規定をいたした点でございます。

第三の改正点は融資勘定の歳入歳出の規定でございますが、まず、融資勘定の歳入はいかなるものから成るかと申し上げますと、信用保証協会に對する貸付金の回収分、それとこれに伴う利子、それから一般会計からの繰入金並びに付属雑収入、これらのものが融資勘定の歳入となります。一方歳出は特別会計から信用保証協会に對する貸付金、それからそれに伴う事務取扱費及びその他の諸費、こういうものから

歳出は構成されます。以上のほか、これに伴いまして所要の規定の整備を行なっております。これが中小企業信用保険特別会計法の一部改正法律案の内容でございます。

○委員長(松澤兼人君) それでは資産再評価の特例に関する法律案について、理財局の庭山経済課長。

○説明員(庭山慶一郎君) 中小企業の資産再評価の特例に関する法律案について内容を御説明申し上げます。

資産の再評価は第一次再評価が昭和二十五年に行われまして以来、三度にわたつてすでに実施したのでございすが、当時すでに好況で収益状況が非常によかつた産業、主として大企業がそれらの第三次までの制度を十分利用いたしまして再評価したのでございすが、中小企業は一般的にまだその当時収益状況が必ずしもよくございまして、せつかくの制度を利用することができなかったわけでござい

ます。ところが、最近非常に全体の経済がよくなりましたので、その好況の波が中小企業にも漸次押し寄せて参りました。中小企業も非常に利益が出るようになりまして、どうしてもこの際従来できなかった再評価をもう一度やらせてやつて、そしてこの再評価によつて減価償却額をふやして、適正な所得を計算して、それに基づいて課税をすることになりなされたので、この法律案を提出することにしたわけでござ

います。従つてこの法律によりまして再評価を行うことができるものは、以前十分再評価をできなかったものに限りておるわけでございます。すなわ

ち資本金が五千万円以上、あるいは資本金は三千万円以上だが再評価をできない資産が一億円以上あるような大法人は、もちろん今度の再評価からは除外しております。中小企業でありまして、この前の機会に任意に再評価限度額の八〇%以上の再評価をすでにいたしましたものは、今度の再評価からは除外しておるということになっております。ですからそれ以外のものは今度の法律によりまして再評価ができることになるわけであります。

再評価の基準日でございますが、これは第三次再評価と同じ昭和二十八年の一月一日とします。今度の再評価はあくまでも第三次再評価の補完という意味を持っておりますので、特別の規定のない限り、全部第三次再評価の例によつてやるということになっております。ですから再評価の基準日は昭和二十八年一月一日、すなわちその日に存在していた資産についてのみ、再評価が行われるという意味でございます。

再評価資産の範囲であります。これはその基準日、すなわち昭和二十八年の一月一日から再評価をいたします日までずっと引き続いて持つておる減価償却資産に限り。すなわち昭和二十八年一月一日に存在いたしまして、再評価をいたします目までにすでに譲渡したとか、消滅したとかいふものは、もちろん再評価できないわけであり。昭和二十八年一月二日再評価の対象にはならないのであります。両方の日に存在しているものに限りておるわけであります。

しかも、その範囲は減価償却資産であります。今度の資産再評価は先ほど申しましたように中小企業の減価償却を適切にやらすということが目的でございますので、中小企業の減価償却の対象にならざる資産はこの再評価の資産には入らないのであります。

次に再評価日であります。これは法人の場合と個人の場合で違ひまして、法人は所得の計算が事業年度主義によつておりますので、昭和三十一年中に開始する事業年度の開始の日といたしました。つまり昭和三十一年中に二回開始する、六月、十二月の事業年度の会社につきましては二回あるわけでありまして、その場合はどちらによろうと、その法人の任意であるということであり。それから個人の場合には、昭和三十一年一月一日を再評価の基準日といたしております。

再評価の基準日でございますが、これは第三次の再評価の基準と同じであります。第三次再評価以後物価の値上り等ございせんので、そういう再評価限度額を引き上げるといふことは、全然考えておりません。それから昭和二十八年の第三次再評価からすでに四年経過いたしておりますので、その四年に見合ふ減価償却額を控除した額を再評価の限度額としておるわけであります。

次に再評価税の税率でございますが、これは再評価差額の二%といたしております。この点についてはいろいろ議論もございましたが、従来の再評価を行なつたものとの繰上り税を考慮し、それから中小企業の税負担の実情も考えまして二%を適当と考えたわけでございます。前の第三次再評価の場合には強制をいたしましたので、再

評価限度額に対して八〇%以上の再評価をした場合に限って再評価限度額の六五%までは三%を取り、それをこえるものについては免税したのであります。今度はそのういう強制でない任意でありますので、一律に二%にした。また対象が中小企業でありますので、あまりややこしい制度を作りまして使いにくくなつても困りますので、わかりやすく全体に二%といたしたわけであります。二%といたしましたが、再評価することによつて二%の税金を納めましても、これによる償却の増加による法人税の減がこの二%の数倍ございますので、たとへ二%税を納めましても、これが中小企業の再評価をした場合に負担にはならないと考えております。

その次は、再評価の申告期限でございますが、これは法人の場合には再評価日を含む事業年度分の確定申告期限と同一とし、個人につきましては昭和三十三年一月十六日から三月十五日までとしたわけであります。原則的な考へ方は、法人につきましても、個人につきましても、それぞれ確定申告のときに、法人の場合は法人税の確定申告のときに、個人の場合は所得税の確定申告のときに同時に納めていただく。これが実情にも即しますし、簡単でもございますので、実際に再評価すべきかどうかといふことの最後の腹をきめますのは、やはり税金の申告のときに合せていただくわけですから、それに合せていただくわけでありませう。ただ、法人の場合には法人税の確定申告期限と同日とだけきめておきますと、中小企業の場合には事業年度が一年の法人が非常に多いございますので、たとへば三十二年

十二月に開始する事業年度の一年決算の法人の場合について見ますと、その申告がうんとおくれることになりますので、事務上の問題その他個人の再評価の申告が来年の三月十五日でありますこともあわせ考えまして、法人の場合にも最終期限は来年の五月三十一日までとしたわけでございます。

次に再評価税の納付でございますが、これは二%でございますので、二年間に均分に納付しまして、毎年一%ずつ納めるということであります。それから再評価税の本来の行き方は、延納でありますとか、繰り上げ徴収とかいろいろな複雑な制度がございますが、これを使つたものが中小企業であるというところにかなりみまして、そういう複雑な制度はなるべくやめて、全体の税率も非常に低うございますので、納付方法を簡単にする措置を講じております。

なお再評価に關する経理などにつきましては、第三次再評価の例によることとしたしております。すなわち再評価積立金の十分の九は、再評価をいたしますと資本にすぐ組み入れていいけれども、十分の一につきましては再評価税を完納しても、昭和三十五年一月一日前は資本に組み入れることができないうこととしております。どういふわけでそりういふことをいたしまするかとお申しますと、再評価をした資産についてその後讓渡損、評価損が出ました場合に再評価積立金を取り出す必要がございますので、そりういふことにいたしましたのであります。

以上で説明を終ります。

○委員長(松澤兼人君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（松澤兼人君）速記を始め

それでは中小企業の資産再評価の件については、豊田委員からの資料提出の要請がありましたので、資料検討の上その取扱いをあらためて御協議申し上げることにいたしました。先ほどから継続しております中小企業金融の二法案の審議に入りたいと思います。

○豊田雅孝君 先ほど中小企業庁長官から信用保証協会法の一部改正法律案につきまして説明を承わったのでありますが、今回十億原資資金、それからまたその利用を円滑ならしめるための資金として貸し付けがために出されることになりましたが、この十億円というのは先ほどもお話にありました五十二の協会に割り当てるといふことになりまして、平均すると二千万足らずのものになるのであります、今日借

用保証の画期的強化をはかつて、これを中心として零細金融の円滑迅速化をはからうという点から見ると、実にあまりにもスケールが小さいという感じがするのでありますが、これについての御見解を承りたいと思います。

○政府委員 川上爲治君　十億の貸付金では資金的に非常に小さいというお話しなんです。私どもとしましては、実はもっと資金としてはよい出した方がよいということは考えていたわけでございますけれども、財源の關係からかようなことに、来年度はなつたわけなんです。が、將來におきましては、もっと国の援助の金をふやしていきたいというような考えではおるわけでございます。

○豊田雅孝君　この十億を何倍かにしてみたところで、現在のこの協会全体

の基金七十五億に比べてみるという
と、そこまでいくのかどうかというよ

うな程度のことに終りやしないかという懸念が出てくるわけでありまして、従って十億を年々ぼちりぼちりとふやしていくというようなことでは、もうそのうち零細企業なんか、どういうことになってくるやらわけがわからなくなってくるというようなことになるの

であります。そこで、信用保証協会の一元化をこの際にかけて、そうしてそれに對して政府が大幅に資金も出していくということになると、初めての画期的な強化ができると思うのであります。が、御承知のように、現在各県にありますが、信用保証協会というものは、うまく行っているものもあるが、資金源等から、実にあるやらないやらわからぬというような状態もありますので、この際、各府県の信用保証協会を一元

化して、そうして基金も統合し、それだけにこの際政府の方からも政府出資を大幅にやるということで、信用保証制度の画期的な強化をせられようという御意思はないでしょうか。この点お伺いしたい。

○政府委員(川上爲治君) 実は私どもの方で最初考えましたことは、現在の信用保険特別会計制度とこの保証協会と關係を一本にいたしまして、そうして中央に特別な機構をこしらえまして、この機構に対しまして、政府の方から相当援助するというような形にいたしまして、そうしてこの信用保証關係の充実ははからうというような考えであつたわけでございます。もちろん、この考え方につきましては、いろいろ問題がありまして、現在地方にあります保証協会をすべてこれを解散さ

して、そうしてこの中央の機構と一本にして、そうして地方に対しまして

は、その一本になりました機構の支所なり、あるいは支店というような格好にするか、あるいはそれとも中央の機構は一元化されても、地方の保証協会そのものは現在の姿で残す、そうしてその信用保証協会に對しまして、この中央の機構から、あるいは貸し付けな

り、あるいは出資なり、そういうような形にやるかというような問題につきましては、なおいろいろ検討すべき点があるわけでございますけれども、一応私どもとしましては、いずれにしても、そのどちらの形でありまして、この中央の機構をこの際思い切つて充実した方がよくはないかというふうなふうに考えまして、最初、現在中小企業庁にあります特別会計制度の基金とその幾薄と移し、同時にまた、呆ね協

会に対する援助関係の金もその機構に打ち込んで、そうしてこの際少くとも五十億以上の金をもつてそうして中心機構にしようというような考えでいたわけなんですが、いろいろ検討して

る最中に、現在の信用保証特別会計の制度そのものについても、なお検討すべき問題がいろいろ起っておりますし、かつまた、財源の問題もありますし、また、地方の保証協会については、いま直ちにこれをつぶして中央の機構に吸収、合併するというような問題につきましても、各府県の意見もいろいろありまして、この大きな一つの機構の問題につきましては、今後さらに検討するということにいたしました。さしあたりは現在提案になっております信用保険特別会計に融資勘定を設けます。

して、その融資勘定から各地方の信用保証協会に貸し付けするということに一応なつたわけでございます。私どもとしては、これで今後十分であるというところは毛頭考えておりません。何とかして将来、先ほど申し上げました保険特別会計というものと保証業務というものにつぎましては、非常な関連もありまして、また、地方の財政関係からいっても、現在の保証協会そのものが、果して現在のままでいいか、あるいはこれを若干強化するというような程度でいいか、そういう点については、なお十分その検討すべき問題が残っておりますので、そういう問題もあわせまして、今後どういう強力な機構にするかという問題は検討してみたいというふうに考えておりますが、いづれにしても、この保証業務というのは非常に大事な仕事でありますので、これを何らかの形において、中央も強化し、また地方も強化するというような方向に持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○豊田雅孝君 今お話し、若干強化するというお話がありました。この若干強化する程度だと、さなきだに出し送るこの財政当局の方からは、なかなか政府出資を大額にというわけにはいかないのじゃないかと思ひます。そこで、信用保証業務と、中小企業信用保証特別会計を一緒にするというのももろんであります。まず第一に、この地方の弱小なる信用保証協会等を一元化しまして、そして大きな組織機構に改めて……。そうすれば、財政当局でも相当の出資をせざるを得なくなると思ふのであります。そういう意味で、この若干の強化は、むしろ全然建前を変えて、そして画期的強化策をとるというふうな持つていきたいというふうに思ふのであります。御意見はどうでありますか。

○政府委員(川上爲治君) この問題につきましては、衆議院の商工委員会におきましては、非常に問題になりまして、やはり付帯決議として、この一元化の問題については検討しろというようなた先ほど申し上げましたように、私どもの方としましては、最初から実はそういうような気持を持つていたのであります。けれども、先ほど申し上げましたように、現在の保証協会の地方の実情、特に府県がこれに對しまして非常な関係を持つておるということ、あるいはまた、現在の信用保証特別会計の状況、それから財源の関係、いろいろの問題に、なお今後におきまして検討すべき点が残っておりますので、そういう点を十分検討いたしまして、上では飛躍的な強化をはかるように持つていきたいというふうに考えておるわけでありまして、さしあたりは、こういう措置をとりましたが、私どもとしては、やはりこれを強力な、一つの元的な機構に持つていきたいというようないき持を、少くとも中小企業庁として強く考えておるわけでございます。

○豊田雅孝君 わかりました。それから同時に確かめておきたいのであります。この衆議院商工委員会の付帯決議に對して、おそろく政府側から見解を表明せられたと思ふのであります。が、いつもは大体においておさなりの言質を取られぬように、適当に政府の見解を表明せられるのであります。けれども、この付帯決議に對してどういう表明をせられたのか、そしてまた率直に言つて、今中小企業庁長官が言われたような、飛躍的な強化をするという線について、本格的にやるというつもりでもって政府の見解を述べられたのかどうか、その点を念のためにお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) まあこれは私からそういう御説明を申し上げた方がいいか、あるいは大臣から御答弁願つた方がいいか。むしろ大臣から御答弁願つた方がいいのじゃないかと思ひますが、少くとも衆議院の商工委員会の決議にしまして、また豊田先生の御意見に對しまして、少くとも私としては、非常にこれはぜひともそういうようなふうな持つていきたいという気持を持つております。衆議院の商工委員会におきましては、政務次官の方からも、この趣旨について十分検討して、そしてその趣旨に沿うように措置したいというところをおつしやつていますので、私からはぜひとも将来におきましてはそういうふうな持つていきたいという気持を持つておるということをお願いしたいと思ふのであります。

○豊田雅孝君 これで終ります。

○西川弥平治君 一つ伺つておきたいと思ひますが、都道府県におきまして信用保証協会がございまして、そしてその保証協会におきましていろいろと調査をいたしまして、それに基いて保証をつけた上で、金融機関から金を借りるというふうなことを今やっておりますのであります。現在この都道府県の信用保証協会と国との組織上のつながりはどうなつておるのでしようか。その点をちょっと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 現在、各保証協会は、これは県の関係のものもありますし、市の援助しておるものもあります。そういうものが五十二あるわけでございます。これとまあ全国といふのはございまして、これは中央の機関といふのは、これは別に国の方から特別に出資をしたとつておるわけはございません。今この改正によりまして、中小企業庁に現在設置してあります信用保証特別会計といふのがございまして、この信用保証特別会計に融資勘定というのを設けて、この融資勘定の方から十億の金を貸し付けていくという形になるわけでございます。

○西川弥平治君 そうすると、地方の信用保証協会の基金はどういうふうになつておるわけですか。

○政府委員(川上爲治君) 保証協会の保証の基金といふのが、最近におきましては地方財政の関係等から足りなくなつてきております。従つて保証の契約といふのが大きくなつていけません。従つて中小企業者は金融難をなかなか解決されないというふうな状況にありまして、この信用保証協会に對しまして国の方から金を貸してやつて、しかも低利に貸してやつて、そしてその保証協会の基金をふやして、そしてその保証業務をもつと充実さしていかうというの、今回のねらいでありますので、各府県の保証協会と国との関係といふのは、この中小企業庁に

あります。特別会計からこの保証協会に金を貸してやる。保証協会の方では、この特別会計の方から金を借りていくというふうな形になるわけでございます。

○西川弥平治君 今回の保証協会への貸し付けについては、大体わかつてきました。が、そうしますと、念のために伺ひますが、信用保証協会に關しまして中小企業信用保険のいわゆる保証保険はどんな形になつていますか。

○政府委員(川上爲治君) その制度ももちろん、現在やつておるわけでありまして、その保証協会がこの地方におきまして保証いたしますと、その保証について国の信用保証特別会計に保険をつける、こういうことはいわゆる保証保険として現在やつておるわけでありまして、その保証制度は現在のまま續いていくわけでありまして、それは別勘定になるわけでありまして、先ほど大蔵省の方から説明がありましたように、その信用特別会計の中でいわゆる保証勘定といふものと融資勘定と、こゝろ二つある。この保証勘定といふのが、現在やつておるものをそのまま續けていく意味の一つの特別会計の中の勘定制度であります。もう一つ、その融資勘定といふのを設けるといふのは、今度はその保証の關係ではないのであります。この地方の保証協会といふものを強化するために、政府の方からこの特別会計の融資勘定を通して金を貸してやるということでありまして、これは両方とも密接な關係はありますけれども、仕事そのものについては別な問題でございます。今までは先生のお確かめになりましたような保証制度については、現在

やつておるわけでありまして、それはそのままにしておいて、別に保証協会の強化するための金をこの特別会計を通して出して出すということに相なるわけでございます。

○西川弥平治君 よくわかりました、そうすると、十億ぐらいの金を五十二の保証協会に出しますということ、ただいま豊田委員からのお話があったように、まあ一カ所に平均いたしました二千万円というふうな額になります、その二千万円もそれは保証協会自体が保証するだけであつて、金を貸さぬのでありますが、その二千万円は保証協会ですらういふに扱ふことになるのですか。

○政府委員(川上高治君) これは一応平均いたしましたとまあ二千万円となりますが、あるいは困つていて余裕もなかなかないといふところに対してはもっとよけい……金はその平均額よりも多くなつておる。しかし、いづれにしても、この保証協会に低利で金を貸しますといふと、その金自体は、一つは、もし事故が起きまして、そうして保証の代位弁済といふことをやらなければならぬといふことになりまして、この金から代位弁済をしていくわけでありまして、同時にまた、やはりその保証業務の保証額の拡大といふことにつきまして、大体現在それぞれの協会におきましては定款によりまして基金の十倍なら十倍、十五倍なら十五倍、あるいは十二倍なら十二倍といふことで、その程度は保証してもよろしいといふことになつておるわけなんです、結局基金がふえますといふと、その保証の額といふのがふえて参りますので、それだけ中小

企業者にとつては、金融機関の方から金を借りやすくなる、また金額もそれだけふえるといふことに相なるわけでございます。

○西川弥平治君 大へんよくわかりました、ありがとうございます、まあこれを借りるんだから、あまりぜいたくなことも言えませんが、実際問題になりますと、衆議院で今度付帯決議をいたしたのにもありますが、金利といふものは、実は低利に貸していただかなかつたら、非常に困る問題でないかと思ふので、衆議院におきましては二分五厘といふことを書いてございまして、むしろこれはもう無利息で貸すといふようなことでなければならぬやうな感じがいたしますが、それはいかがでございますか。

○政府委員(川上高治君) まあ無利息といふような御意見もだいたいあります、私も、私どもの方としても無利息といふことがいいか、それともある程度金利を取つた方がいいか、いろいろその点につきましては検討したわけなんです、ありますが、一応現在政府の方で貸し付けをしておりますものについて、少くとも大体これくらいが低い方であらうといふところをとりまして、三分五厘以内といふことにいたしましたわけなんです、衆議院の商工委員会といたしましては三分五厘といふのは高いから、もう少し低く、少くとも長期については二分五厘、短期については二分程度といふようなお話がありまして、私どもの方としては、これは大蔵省とも話をしまして、極力その御趣旨に沿うように善処をしたいといふつもりでございます。

すが、ただ、やはりなぜ金利を取つて貸し付けるといふことにしたかと申しますといふと、やはり保証協会の実は通常の健全化といふことをわれわれとしましてははかるべきじゃないか。ですから出捐制度といふことにいたしました、貸し切りといふようなことになりまして、どうも保証協会そのものがはなはだその金を有効に使へるかどうかといふ点については若干の危惧が、あるいは疑問もございまして、やはりある程度ひもをつけておくといふことにいたしました、低利で金を貸すといふことにした方が、むしろそういう意味からいいますと、いいんじゃないか。

○西川弥平治君 じゃもう一つだけ伺つておきます。それは御答弁にございまして、信用保証協会に対するこの監督権は一体どこが持つておるのであつて、もし、この協会が優良な協会であれば、これはもう問題ございませぬが、非常なむちやくちやな保証をしてしまつて、これがついに破産のうき目を見るとき、これに対しては、かなり監督を強化しなければならぬやうな感じがいたしますが、その監督の所在はどこにありますか。

○政府委員(川上高治君) 法律によりまして、やはり大蔵大臣と通産大臣の共管の制度になつております。しかし、相当程度につきまして各府県知事にこれを委任いたしております。従いまして保証協会に対する第一次的な監督は各府県の知事が行なつておるといふことになつております。

○近藤信一君 ちやうど留守にしておりましたものですから、重複する点があるかもしれませんが、二、三の点について御質問をいたします。信用保証協会に対する国の出捐の点でございまして、保証基金が三十九年度の末で八十三億、それからこれを別の保証協会の関係資料によりまして、三十一年末には七十五億、従つて九カ月間に入億を減じたことになつておるのですが、一体これはどうなつておるのか、それとも名目的に保証基金が二十三億あるの、これを差し引いてさらに新たに増加した実質保証基金が五十九億から七十五億に増加したのかどうか、その

尊重して、この率については大蔵省とも相談しまして決定したいといふふうな考へておるわけでありまして。

○西川弥平治君 じゃもう一つだけ伺つておきます。それは御答弁にございまして、信用保証協会に対するこの監督権は一体どこが持つておるのであつて、もし、この協会が優良な協会であれば、これはもう問題ございませぬが、非常なむちやくちやな保証をしてしまつて、これがついに破産のうき目を見るとき、これに対しては、かなり監督を強化しなければならぬやうな感じがいたしますが、その監督の所在はどこにありますか。

○政府委員(川上高治君) 法律によりまして、やはり大蔵大臣と通産大臣の共管の制度になつております。しかし、相当程度につきまして各府県知事にこれを委任いたしております。従いまして保証協会に対する第一次的な監督は各府県の知事が行なつておるといふことになつております。

○近藤信一君 ちやうど留守にしておりましたものですから、重複する点があるかもしれませんが、二、三の点について御質問をいたします。信用保証協会に対する国の出捐の点でございまして、保証基金が三十九年度の末で八十三億、それからこれを別の保証協会の関係資料によりまして、三十一年末には七十五億、従つて九カ月間に入億を減じたことになつておるのですが、一体これはどうなつておるのか、それとも名目的に保証基金が二十三億あるの、これを差し引いてさらに新たに増加した実質保証基金が五十九億から七十五億に増加したのかどうか、その

意味は一体地方公共団体は保証協会について努力しているのかどうか、こういう点について知りたいと思ふのであります。

それから資料でちやうどと見ますと、どうもはつきりしない点があるのですが、来年度十億円を貸し付けいたしたとしたら、保証協会の保証残高などがどうなるのか。という意味は、十億円を貸し付けたことによつて、保証残高を増す額はいくらか。端的に言えば十億円の効果いかんを示して、そして今後の方針といふものをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(川上高治君) 三十一年の四月におきまして大体八十三億ぐらいの基金がありましたが、その後減つて参りました七十五億程度になつた。といひますのは、これは各府県等からいわれる預託金といふのがあつたわけなんです、これが若干引き揚げられました。減つたといふこと、あるいはこの基金の中にはいわれる出捐だけではないのであります、補助金とか借入金とか、そういうものを全部入れていわれる基金といふのができておる、今申し上げましたように預託金がある程度引き揚げたとか、あるいはまた、損失保証契約がこれを減少したとかいふやうなことで、あるいは代位弁済がある程度やつたとか、そういうやうなことで、現在におきましては、なつてゐるわけでございます。しかしながら、まだ各地方におきましては、今後さらに出捐も増加するものも、これは大体きまつてゐるものもありまして、あるいは保証契約をもつと広げるといふやうなところもありますし、従いまして、

○近藤信一君 この改正案で、保証協会へ十億円貸し付ける。そすると再来年度も十億円貸し付ける、こういうことになりますか。

○政府委員(川上爲治君) まあ来年度におきましては、先ほども申し上げましたように、一応貸し付けるという

ことにしまして十億を計上したわけなんです。ですが、まあ私としましては、これは十億程度ではとても済まないと思っておりますので、再来年、さらに十億というよりな程度ではなくて、実はもっと私としては大きくふやしていきたい。しかも、この制度につきまして

は、もう少しいろいろ検討いたしまして、特別な機構を作ることについて、これは先ほど豊田先生からも御質問があつたのですが、私どももいたしましては、その点も十分検討したいというふうに考えているわけでございます。

○近藤信一君 保証協会へ貸す貸付金、これが基金に加えられ、そして大體が中小企業者の信用度によつて保証が与えられて、金融機関から貸し出されるわけですが、そうすると、中小企業者が大體六、七十億以上の金が地方銀行の中からよけいに借りられる。こ

ういふ勘定になりますか。

○政府委員(川上爲治君) その定款によりますという、大体基金の十倍とか、十五倍とか、いろいろあるわけなんです、大体十億その基金がプラスになりますという、少くとも今、先生がおつしやいましたような銀行の、あ

るいは金融機関の貸し出しというものの
が六十億、あるいはそれ以上に、私は
もつとふえてくるというふうに考えて
おきます。

○近藤信一君 そいういたしますと、信用保証協会への貸し付けが六倍とか、七倍とかということになって、この金を中小企業者が使ひ勘定になるわけなんです。そうすると、その資金効率の上から見て、はなはだ有利のようでありまして、中小信用保証特別会計の中へこの十億を置いて、そこで保険にかけ得る限度を増しても同じ結果を生むことになるだろうと思ひます。が、その点いかがですか。

○政府委員(川上爲治君) この保険制度というのと、保証制度というのとは、これはまた非常に緊密な関係はありますけれども、やはり制度そのものとしては違つたものでありますので、一面におきましては、金融機関が中小企業者に貸し出すものについて保証協会が保証し、そしてその保証したもののについて政府が援助するといふようなやり方と、もう一つは現在の信用保証特別会計でやつておられますような、金融機関が中小企業に貸しましたものを、それを国の保険にかける。また同時に保証協会が保証したもののについて、それをまた国の保険にかけるというやうなことは、私どもとしましては、これをどちらか一方にするといふことになしに、やはり両方相待つて中小企業の金融の便をはかるといふことがいいのではないかと、いふふうに考へますので、やはり現在の保証制度そのものは残して、さらにこれは強化すると同時に、また一面においては現在の信用保証そのものについても、これまただんだん強化していくといふやうな、両方これはやるべきではないだろうかといふふうに考へておるわけでございます。

○近藤信一君 そこで、ぜひ伺ひたいのですが、同じ国家資金を使ひたいのですが、これをいかに使ひたいか、これをいかに使ひたいか、これが問題であるか、中小企業対策として有効であるか、こゝういふ問題になると思ふのですが、政府関係の金融機関の貸し出しの原資として出されておるのか、また、信用保証の基金として使ひ、それとも信用保証協会の基金として貸し付けられるのか、もしそれが政府で調査がございましたら、また御意見がございましたら、一応お聞かせ願ひたい。また、あわせて大蔵省の方からも、意見をお聞かしたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 今回の保証協会の改正におきましては、この保証協会のいわゆる基金といふものを、もつと充実させてやりたい。そういう意味から、政府の方からこの保証協会に對しまして金を貸し付けるといふ措置をとつたわけでありまして、それ以外にいろいろの措置として、午前中問題になりました商工中央金庫に對しまして、政府の方が出資をするとか、あるいは中小企業金融公庫とか、あるいは国民金融公庫に對しまして、政府が財政投融資を飛躍的にやるとか、そういうやうな措置を講じて、いろいろの機関を動員いたしまして、それに対して政府が援助をして、そうしてそれによつて中小企業の金融のあり方をほかりたいといふことにいたしておりまして、この保証協会に對するものについては、その一つの手段だといふふうに考へておるわけでございます。

○委員(松澤兼人君) 今、近藤君からいろいろ貸し付け基準の問題について話が出たのですが、せつかく十億の新しい貸し付けをやろうといふ場合に、貸し付けの基準がなければ、あるいはそれが示されなければ、ちよつと私も、こゝう思ふのですが、ほんとうにその基準といふものができておるのか、今後それを検討するといふのか、できているけれども、今は公表するのが困るといふのか、そこをどう考へようか、しつかり言明してもらひたいのです。がどうですか。

○政府委員(川上爲治君) 実は貸し付けの基準につきましては、実はまだできておりません。従ひまして大蔵省との間には、まだ話がついておりません。と申しますのは、来年度におきまして各保証協会がどういふ保証の計画を持つか、それからまた、基金がどの程度になつて、どういふやり方によつて保証をするのか、保証の額をどの程度にするかといふやうなものを、実は今各保証協会に要求しておりますけれども、まだ出て参つておりません。従ひまして、そういうものが出そろひまして、そして各府県の保証協会において、それはそれぞれどういふやり方であるか、限度はどの程度だといふやうなことがはつきりいたしまして、それから従来の実績と比べまして、そうしてこれは非常に多すぎるじやないか、これはまた小さすぎるじやないかといふやうな点も、いろいろ検討をされていただくわけでありまして、それからまた同時に、この協会については、果してこの程度出していかにどうかといふ点については、先ほど申し上げました各協会の実は経理の内容とか、あるいは業務の実施の状況とか、そういう点を十分

検討いたしましたして、出すわけになるわけでございますから、その点は今後協会の方からその要求が出て参りましたものを、私どもの方としまして十分検討して、貸し付けの金額をきめていきたいといふふうに考へておるわけでありまして、きつめて簡単にしますといふと、従来の実績でみんな割り振つたらいいじやないかといふやうな御意見もありませんけれども、それで割り振るといふことも、これはなかなかむづかしい問題ではないかといふふうに考へますので、今申し上げましたやうな措置をとりたいといふふうに考へておるわけでございます。

○委員(松澤兼人君) もう一つ、ほんとうに十億という金額をきめる前に、各都道府県、市の信用保証協会から、三十二年の業務計画といふものを徴して、これを、府県、市の出捐金は幾らである、あるいは前からの残が幾らである、そこで、新しくこれだけの資金需要があるのだから、それに対する保証としてこれだけの金額が必要である、どうか国の方としても、貸付金をめんどろみでくれ、こゝういふものが集まつて十億という金ができる、こゝういふことが当り前の筋だと思ふ。ただ十億といふものをつかみ金でございまして、そうしてそれを、今後要求に従つて配分するといふことと、順序が反対になるやうな気がするのですが、そういうことではないのですか。

○政府委員(川上爲治君) まことにこゝもつともな御質問でございます。実は私どもの方としましては、こゝういふやうな手続を経て、そして積み重ねて十億をどういふやうなふうに配分するかといふ措置をとるべきであつたの

ですが、何分この問題につきましては、来年度初めて実行するといふやうなことでございまして、私どもの方と各保証協会との資料の提出とか、こゝういふやうなものについての連絡といふものも、必ずしも十分じやないわけでございます。一応どの協会においてはどういふ程度のことかは、今でも一応わかつておりますけれども、これはきつめて粗案でありまして、やはりこの現実の問題として、あるいは県の出捐の問題とか、預託金の問題とか、いろいろの問題とを合せて、ほんとうに来年度においては強化したいといふ保証協会の要求をいれまして、まず来年度においては、これは初めてでありますので、今申し上げましたやうな手続を進めたいといふふうに考へております。これは委員長のおつしやいますことは、まことにこゝもつともでありますので、再来年度におきましては私どもは、こゝういふきちんとしたものを前もつて出して、それらに對して配分していくといふことを、あらかじめ基準を作つてやりたいと思つておりますが、何分早々の問題でありましたので、実は来年度については、こゝういふ措置をとりたいといふふうに考へておるわけでございます。

○大竹平八郎君 一点お尋ねします。が、本法案が提出せられたといふことは、これはまことに拡充されることと、こゝういふやうなものでありますが、しかし同時に、当局としては運営面において格段の留意をいたしてやっていたか、なけれはならないのですが、ちよつだいいたした三十二年の事業状況表といふものを見ますと、期間別の保証状況といふ欄がありますが、なるほど三

カ月以下が、比率にして四九・二四、それから六カ月以下が三五・九一、一カ年以下が一〇・八九、これはまあ当然だと思ふのでありますが、私どもが解せないのは、いわゆる二年以下、三年以下、それから三カ年を超越しているというふうなものがあるのではありませんか。一般の金融常識から言へば、大体六カ月あるいはまた長期の面からいきましてせいぜい一カ年に切りかえるというところ、私どもの計算が間違いかどうか知りませんが、大体二カ年以下というものを、そういう意味において見てみますと、八千四百五十件、三十年代において件数としてあるわけでありまして、金額にいたしましてこれは四十三億以上になっているのであります。このことにつきまして一つ御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) この期限の長いものにつきましては、あるいは商工中金でありますとか、あるいは中小企業金融公庫というふうな機関において、その長期の資金を貸し付けたときに、それを保証協会の方で保証するというふうな場合に該当するものが多しと思ふのでありますが、まあ、私の方としては、今先生もおっしゃいましたように、保証基金そのものも、現在におきましてはそう潤沢でありませんし、むしろ政府の方から、わずかなけれども十億程度貸し付けなければならぬというふうな状態になつておりますので、なるべく長期資金というところの金について保証するといふことの方が、広く中小企業全般にわたりますので、保証することになりますので、その方が私はいいと思ひますけれども、従来のあれとしまして、

一応中金とか、公庫あたりで長期の金を出しているものについても、保証しているという結果がこの数字に出てくるのではないかと考えます。しかし、基本的には今申し上げましたような考へ方で進みたい。もしそういう線に十分乗っていないものについては、なるべくその線に乗るようになさしていただきたいと思ひますが、それかといつて、長期のものについては、もう全然これやめるといふことではどうかと思ひますので、非常にその期限の長いものは、これはなるべくこの保証は慎んでもらふように監督していこうという考へでございます。

○大竹平八郎君 内規の上からいつて、期限について何か特別の制定があるのですか。

○政府委員(川上爲治君) 実は今のところそういう内規は、私の方としてはありません。保証協会それ自身につきましても、これはそれぞれある程度内規は持つていて思ふのでありますが、別に非常にむずかしいことにはなつていないようであります。

○大竹平八郎君 ただいま長官も言われた通り、どうもこの三カ月、六カ月以内のものがパーセンテージにして半分以上を占めているのですから、一カ年くらいまでは、こういう性質の問題でありますから、私どもは当然であると思ふのでありますが、三カ年以上をこえるものがとにかく二百七十件ありますのでありますから、こういう点につきましては、よほど一つ厳格に御注意をしていただいて、円満な一つ遂行をしていただきたい、こう思ふのであります。が、あまりこまかいので、あるいは資料が出しにくいかもしれせんけれども、

れども、大体二カ年以上三カ年をこえるものの、一つの何と申しますか、ケースでありますね、どこそこの、これに出ているかもしれないが、金融機関とか、あるいはその金額とかいうようなものについて、特に著しいものがあつたら、一つ、三カ年以下でもけつこうです、二年以下ですとだいたい多いのですが、三カ年以下、あるいは三カ年をこえたものについての何か一つの事例がありましたら、そのお手元にありましたら、一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(川上爲治君) 実はその実例を持つて参つておりませんが、実は衆議院の商工委員会でも、むしろ反対の御意見もございまして、現在商工中金にしても、保証協会にしても、あるいは中小企業金融公庫にしても、あるけれども期限が短い、もう少し長くやるべきじゃないか。たとえば病院を建てる場合において、非常に貸し付けの期限が短かいために非常に弱つていゝる。だからああいうものについては、もつと長くしてもらいたい。また保証協会の保証についても、そういうものを特例として扱ってもらいたいとか、現在その病院等については、最高五年という期限になつておりますが、どうもそれはもつと延ばしてもらいたいというふうな御意見もあつたわけなんです。が、私どもの方としては、そういうこの特殊の例については、たとえば火災が起きた、火災のために金を借りて新しくその建物を建てるというふうな、そういう場合等については、特別な長い期限の措置をとるけれども、どうも一般的にそういうことを認めるというところは非常に困る。やはりこの

中小企業金融公庫であつても、保証協会であつても、あるいは商工中金でありますとも、非常に借りたい人はたくさんありますので、その人々になべく金を貸してあげるためには、しかも限りある金でありますので、それをやるためには、なるべくその期間を長くせん方がいいのだ、よほど特殊なものでなければ、そういうものは認めないのだというふうなお話をしたわけなんです。が、それに対して、しかし何か病院とか、そういうふうなものについては特別な措置をとつてもらいたいというふうな御意見が実はあつたはどであります。が、私どもの方としては、ましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、たとえば火災の場合を除きましては、なるべく長期のものにはやめたいというふうな考へておるわけでございます。

○大竹平八郎君 いま一点お伺いしますが、そういたしますと、これはかりに最初は一カ年の契約であつて、そしてさらにこれを書きかえるという普通金融界の常識でなくて、最初から三年とか、あるいは四カ年という一これは三カ年をこえるものであるのですから、三カ年以上のものであります。最初から四年とか、三年とかというものをきめてかかつておるのですか。その点を伺いたいのですが。

○政府委員(川上爲治君) これは私こまかくは調べておりませんが、今話を聞きますと、最初から一応長期のものもあるのが大部分である。そうでありまして、あるいは中にはずいぶん長くおつておるものもあるけれども、これは比較的少いというふう聞いております。

○大竹平八郎君 あなたのほうの御関係の金融機関、これは全額政府が出しておるものでもけつこうなんです。が、一番大体今までの例として長いものはどの程度ですか。

○政府委員(川上爲治君) 中小企業金融公庫におきましては、長いのはこれは十年というところになっております。しかし、その十年みたいなものにつきましては、先ほど申し上げましたように、よほど特殊な事情のあるもの……、ですからまあ病院の建設なんかについては、これはその中には入れておけません。ところが病院なんかは、この際やはり非常に長いものに入れるべきじゃないかというふうな御意見が、実は衆議院の方であつたわけでございます。しかし非常に特殊な場合にならんと、そういう長いのは認めないようになつておる。なるべく三年とか、二年とか、そういうところに重点を置いてやつておるわけでございます。

○近藤信一君 信用保証協会の金を借りるというものは、中小企業者が特にこのごろ若干づつふえてきておるのであります。しかし、これはふえてきておるが、政府において一体これに対する宣伝活動、いわゆる浸透方法ですね、これは一体どのような方法でやつておられるか、宣伝活動をやつておられるか、その点ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひますが……。

○政府委員(川上爲治君) 現在のその浸透度の計算につきましては、この保証件数を、その保証協会の扱つております保証件数、その保証件数をその

地区内の中小企業者の従業員数で割ったのを浸透度ということにいたしておるわけでございます。これは各地区によりまして、もちろん中小企業者の非常に多いところ、あるいは少ないところ、まあそういうところによって浸透度というのが非常に差違ってくるわけでございますが、この従業員、事業所というの、中小企業の定義そのものについて、実はこれは総理府の統計でいっておるものですから、総理府の統計というものが従業員二百人以下ということになっております。で、私の方の実際今扱っている中小企業者というのは、これは従業員三百名以下ということになっておりますので、そういう点からいいますと、必ずしも正確な浸透度ということには言えないかもしれないと思ひますが……。

○近藤信一君 保証協会によってだいぶ差があるように思われるのですが、この点はどういふ結果ですか。

○政府委員(川上爲治君) 結局これは保証協会そのものについての信用度と申しますが、これが一番大きな問題ではないかと思ひます。保証協会そのものの基金が充実し、また経理の内容がよくて、また運営のやり方が非常にいいというふうなことになります。という、結局保証を受けるものが非常に多いということにならなくてはならぬ。じゃないかというふうなふうに考えるわけでありまして、その点につきましては、私どもの方としましてはなるべく保証協会を、経理の内容を改善し、業務の運営を改善し、保証協会そのものを強力にするということによって、この保証の件数なり、あるいは額なり、そういうものをもつとふやして

いくようにすべきであるというふうにご考慮しております。大体その倍率につきましては、基金の六・五倍というふうな程度になっております。定款におきましてはいわゆる十倍なり十五倍までは保証できるということになっておりますけれども、現実の問題としましては平均約六倍少しということになっておるわけなんです。しかしその中でも十倍以上のものもありますし、あるいは六倍以下のものもあるわけでありまして、それは結局保証協会の基金の問題、あるいは運営の問題、経理の問題、あるいは信用の問題、そういう信用度と申しますが、そういうことから起因すると考えられますので、私どもとしてはやはりこういう十億の金を政府の方から出すというのを機会にしまして、さらに保証協会の内容を充実するように監督もしていきたい、こういうふうにご考慮しておるわけでありまして……。

○近藤信一君 私どもがよく聞くことは、保証協会から金を借りたいが、とにかくその手続や何かでござんすかしくてしょうがないと、非常に煩瑣だから、もう少し簡単に借りられるような方法はないものかと、こういうことをよく聞かれます。一体どんな手続をしなければいけないのか、そしてもう少し簡素化するような方法を講じておられるのか、そういうことを将来考えられるのか、その点お聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 実はこの手続の内容につきましては、私も詳しく聞いておりませんが、手続が非常に複雑であるというところは、これはまあ保証協会関係だけじゃなくて、中小企業

金融公庫にしましても、いろんな中小企業関係の金融機関につきましては、しよつちゅう言われておることでありまして、私どもとしましてはなるべくその手続は簡素化するようには努力しておるわけでありまして、現に中小企業金融公庫の手続につきましては、その書類につきましても、実は昨年の秋でありましたか、大体三分の一程度減ずる措置をとっております。それからまた、私の方にあります信用保証特別会計につきましても、なかなかその手続が複雑であるというところをよく言われておりますので、これも改善するようには実は今努力いたしております。保証協会の保証業務についても、手続が非常にやかましいというふうなことも聞いておりますが、なるべく私の方としまして、これを簡便化するようには努力したいと思ひますが、今、では手続が現実はどういうふうなことにまかくなつておるかということについては、私自身実ははっきり言いますと知りませんので、これは一つ、きょう課長も来ておりませんが、あしたでも一つ詳しく御説明申し上げます。

○近藤信一君 それからせっかく書類を出して手続をして、これは特に中小企業は、忙がしい中をやるわけなんです。書類を出したのが銀行が何かブレイキをかけて、なかなか金が借りられないというふうなこともしばしば聞かれます。一体どういふ結果になるんですか。

○政府委員(川上爲治君) やはりこの一般の銀行におきましては、特に零細企業に対する金融というのは非常にやかましくやっておるようでありまして、そのためにこの協会がそれに対し

て保証すること、少くとも、特に零細企業に対する金融が円滑にいけるようにということ、こういう制度を設けておるわけなんです。まあ私どもの方としましては、普通の一般の市中銀行が特に零細企業に対して非常に貸付についてやかましいことを言っておりますので、一面におきましては、銀行協会等を通して、なるべくその貸し出せるものはなるべく早く貸し出すとか、あまり複雑なことを言わないとか、そういうことを一つやっておりますけれども、なかなかそれよりも参りませんので、やはりこういう保証協会を充実して、保証協会の方でその銀行がその中小企業者に対して十分貸し出しができるような、中小企業者の調査もして、そして銀行に対してアドバイスするといふようなやり方をやった方が一番いいんじゃないかと思ひますので、やはりこの保証協会をこの際早急に強化するといふことが、一番大事ではないかというふうにご考慮しておるわけでございます。

○阿具根登君 一つだけ質問いたしますが、私はよくわかりませんが、質問するんですが、この信用保証協会というものは中小企業、特に零細企業等で、自分が他の銀行から金を借る場合に、担保能力のないような方々を相手にするのが主目的である、こういうふうにご解釈しておりますが、そうであるかどうか御説明を願ひます。

○政府委員(川上爲治君) 今お話しのとおりでありまして、中小企業者が金融機関から金を借りますときに、金融機関の方がなかなか首を傾けて貸し付けられないというふうなものに対して

して、この保証協会が保証して借りやすくしてやるということでございます。

○阿具根登君 そういたしますと、ただいまいただきました資料を見ますと、まあ私どもが常識的に考えて一応五十万以下、特に二十万、十万という金額を借られる零細な方々が一番主要な対象になるべきものであると私は思ふ。ところが件数はなるほど多いのですけれども、十以下の総貸出高を見れば七十二億四千万円、五十万円になれば九十八億一千四百万円、これが百万円になると百三十億ですね。

〔委員長退席、理事近藤信一君着席〕

五百万円になると二百二十億、こういう莫大な金額が、百万円以上五百万円くらいのところに出ておる。おそらくこのくらいになれば他の銀行から借りられるだけの余裕のある方もたくさんあるのではないかと、こう思ふのです。そうすると、私が最初質問して御答弁願つた趣旨とだいぶ離れてきておる。いわゆる中小企業の中の部類に多額の金額が貸し出されておつて、そして最も対象になるべき十、二十万の零細企業には比較的少く貸し出されておる。そういうところに先ほど近藤委員からも指摘された中小企業の方、零細企業の方々がこのわずかな金を借りるのに非常に手数がかかるし、借りにくいというふうな弊害があるのではないかと、かように思ふのですが、その点どうでしょうか。

○政府委員(川上爲治君) その点につきましては、保証協会のものだけではなくて、あるいはその中小企業金融公庫あるいはその商工組合中央金庫につ

○阿具根登君　そういたしますと、ただいまおつしやつたその低い金額で広くということば、私もまあそれを念頭に置いてお尋ねしたわけなんです、が、たとえば信用保証協会において保証して、貸し付けを受ける金額は五十万から五十万以下であるというようなことで押えるという方法はないか。百万以上になりますと、これは信用金庫あり、信用組合あり、商工中央金庫あり、国民金融公庫あり、中小企業金融公庫ありという、あらゆる中小企業に対する金融機関があると、そういうところでやはり信用のある借り方をしてもらうようになるべくしていただいて、実はそういうところに信用のない五十万円以下くらいところに押えて

○政府委員(川上爲治君) 今のその保証のワタについての問題ですが、これはまあ先生のおっしゃいましたようなことも、もっともなことでございまして、私どもこれは十分研究しなければなりません、たとえ私の方でやっております保険制度についても、たとえぼその融資保険、この融資保険というのは御承知の通り、この保証保険とは別に、いわゆる一般の銀行が金を貸したのについて国で保険をつけると

○阿貝根登君　もう一つお尋ねしたい
 と思いますのは、たとえば商工組合中
 央金庫、これは今度も十五億の金が出
 るようでございますが、こういうところ
 で貸し付けておる口数ですね、そう
 いう金額の数について、たとえば百万
 円以上、五十万円以上と、二十万円以
 下だと、そういうようなデータがあつ
 たならば、一つあとでけっこうですか
 らお示し願いたい。そういたしません
 と、私どもが莫然と考えるのでは、こ
 れだけ中小企業を対象にした金融機関
 があるけれども、それは中小企業の中
 の部類に一番恩恵を浴しておつて、小
 の部類、零細部類には非常な恩恵が浴
 されておらない、こういうように感ず
 るわけなんです。全般的な銀行の貸し

つきましては、できるだけ私の方でできておりますものを明日出したいと思っております。しかし、現在国民金融公庫の大体一件当りの融資金額は二十万足らず、それから商工組合中央金庫の方は大体百八十万円程度、それから中小企業金融公庫はそれよりもつかと大きい、たしか二百四十万円くらいだと思っておりますが、その程度。保証協会の一件当りの金額は三十万円程度と。もちろんここにありますように五百万円以上のものもありますけれども、全部平均いたしますというと、大体三十万円程度ということになっております。

○理事(近藤信一君)　ほかに御発言ありませんか。……ほかに御発言がなければ……

午後四時五十分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

第一三〇五号 昭和三十二年三月八日受理
 中小企業団体法制定に關する請願
 請願者 大阪市阿倍野区阿倍野
 第二ノ一二 沖長蔵
 紹介議員 左藤 義詮君
 中小企業者は、國民經濟上重要な地位

を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互間の過度の競争を防止するとともに、他から受ける不当な圧迫を排除してその経済的社会的地位の向上を図るため、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)中小企業定義の明確化、(七)民主的自力運営を骨子とした中小企業団体を議員立法によつて制定せられたいとの請願。

第一三〇六号 昭和三十二年三月八日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 愛知県岡崎市宮石町宇ヲケタ六二郡界川工業協同組合理事長 深津 鈔一郎
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三〇七号 昭和三十二年三月八日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 群馬県桐生市永楽町二ノ一、二八二 豊田登外五千九百五十四名
紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三三七号 昭和三十二年三月九日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 富山県氷見市高砂町二六五氷見たばこ販売協同組合理事長 矢敷元義
紹介議員 石坂 豊一君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三四八号 昭和三十二年三月九日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 鹿児島市築町五鹿児島商店街連合会内 菅政 春
紹介議員 西郷吉之助君 迫水 久常君 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三四九号 昭和三十二年三月九日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 静岡県磐田市市中町二三二磐田市商店連盟内 鈴木保外三百名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三五〇号 昭和三十二年三月九日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 東京都文京区水道端一ノ一七日本竹芸輸出協同組合理事長 岡田友宏外一名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三五一号 昭和三十二年三月九日受理
中小企業団体法制定に関する請願(三通)
請願者 名古屋市中区伊勢町二ノ一二愛知県油糧商工協同組合理事長 田中 繁雄外五十四名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六二号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 岐阜市本郷町五(戸島工業内)岐阜県管工事設備工業協同組合理事長 安部源三郎外三名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六三号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 熊本市横紐屋町一〇熊本県米穀穀類商協同組合理事長 中川宇一
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六四号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 徳島県鳴門市本通り徳島県ラジオ商工組合内 島前兵三郎
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六五号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 新潟市白山浦一ノ三六四新潟県豆腐油揚協同組合理事長 小出春吉外十四名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六六号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 宮城県石巻市大町一石巻商店会館内協同組合 石巻商店会理事長 近藤三朗外百九十一名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六七号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 岐阜県大垣市船町二丁目大垣市旅館組合内 牧村欽一外一名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六八号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 静岡県磐田市市中町二三二事業協同組合磐田専門店会理事長 永谷善松外百四十四名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

次国会において東北開発基本法を設定し、事業に対する補助率を北海道なみに引き上げること、(二)東北開発庁を設置すること、(三)東北開発金融公庫を設置すること等の施策を講じ東北地方の開発を図られたいとの請願。

第一三六九号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都武蔵野市境五一〇三上七蔵
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三七〇号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 熊本市横紐屋町一〇熊本県米穀穀類商協同組合理事長 中川宇一
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三七一号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 徳島県鳴門市本通り徳島県ラジオ商工組合内 島前兵三郎
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三七八号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 新潟市白山浦一ノ三六四新潟県豆腐油揚協同組合理事長 小出春吉外十四名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六六号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 宮城県石巻市大町一石巻商店会館内協同組合 石巻商店会理事長 近藤三朗外百九十一名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六七号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 岐阜県大垣市船町二丁目大垣市旅館組合内 牧村欽一外一名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六八号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 静岡県磐田市市中町二三二事業協同組合磐田専門店会理事長 永谷善松外百四十四名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六五号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 新潟市白山浦一ノ三六四新潟県豆腐油揚協同組合理事長 小出春吉外十四名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六六号 昭和三十二年三月十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(二通)
請願者 宮城県石巻市大町一石巻商店会館内協同組合 石巻商店会理事長 近藤三朗外百九十一名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三六九号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（三）
通

請願者 名古屋市中区古渡町五ノ四二 株式会社市野商店代表取締役 市野喜平外五十三名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三七〇号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（三）
通

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺二、〇四七武蔵野市商店会連合会内 山下兼吉外十一名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三八六号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 名古屋市中区大池町四ノ一協同組合名古屋専門店協合理事長 津田庄三郎外四十六名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三八七号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二）
通

請願者 福島市御山町六 堀越晴子外百四十四名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三八八号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（四）
通

請願者 岡山市東山下七八岡山食料品商業協同組合内 久崎弘之外五百九十三名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三八九号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（四）
通

請願者 岡山県西大寺町三六岡山洋装店の会内 山下実三郎君外二百二十三名
紹介議員 榊原 亨君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三九〇号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（四）
通

請願者 東京都立川市曙町二ノ一三一岩崎倉庫株式会社専務取締役 岩崎喜好外九名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三九一号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二）
通

請願者 名古屋市中区南外堀町六愛知県庁工業課内中部プラスチック協会内 川崎茂外一名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三九七号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（四）
通

請願者 岡山県東山下三六協同組合岡山優良店会内 安延一男外百七十四名
紹介議員 島村 軍次君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四〇五号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二）
通

請願者 福島市荒町二二福島県印刷工業調整組合内 小浜政義外百五十七名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四一〇号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（五）
通

請願者 東京都青梅市青梅一七青梅商店街協同組合理事長 久保田伸吉外二十三名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四一一号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 名古屋市中区岩井通二ノ三三名古屋調味食料小商業協同組合理事長 牛保恒次郎外九十二名
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四二二号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 兵庫県加古川市加古川町南本町三 宮田泰一
紹介議員 岡崎 眞一君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四二九号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（三）
通

請願者 岡山市小野田町六七岡山鮮魚小売企業組合内 三宅健治外二百三十九名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四〇六号 昭和三十三年三月十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（三）
通

請願者 岡山市栄町二八協同組
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四一四号 昭和三十三年三月十三日受理 中小企業団体法制定に関する請願 請願者 三重県津市羽所町一ノ三三三重県牛乳協同組合理事長 岩名清尚外百二十七名 紹介議員 斎藤 昇君 この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。 第一四六一号 昭和三十三年三月十四日受理 中小企業団体法制定に関する請願（三） 請願者 岐阜県多治見市明治町二ノ四多治見陶磁器工業協同組合理事長 加藤庄六外二百五十五名 紹介議員 古池 信三君 この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。	組合総連盟内 岩崎竜太郎外百二十一名 紹介議員 左藤 義詮君 この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。
第一四五八号 昭和三十三年三月十四日受理 中小企業団体法制定に関する請願（三） 請願者 岡山市中之町一九岡田忠雄外百七十四名 紹介議員 島村 軍次君 この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。	第一四六二号 昭和三十三年三月十四日受理 中小企業団体法制定に関する請願 請願者 長野県埴科郡松代町一、五三六松代繊維企業組合内 中沢周蔵 紹介議員 小山邦太郎君 この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。	
第一四五九号 昭和三十三年三月十四日受理 中小企業団体法制定に関する請願（三） 請願者 岡山市中之町一九岡田栄外百四十七名 紹介議員 近藤 鶴代君 この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。	第一四六三号 昭和三十三年三月十四日受理 中小企業団体法制定に関する請願 請願者 香川県高松市南鍛冶屋町二〇中小企業団体法期成同盟香川支部内 宮武義玄外千八十六名 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。	
第一四六〇号 昭和三十三年三月十四日受理 中小企業団体法制定に関する請願（三） 請願者 岡山市栄町二八協同組合岡山模範店会理事長 片山美智太外六百六十九名 紹介議員 柳原 亨君	第一四六四号 昭和三十三年三月十四日受理 中小企業団体法制定に関する請願 請願者 大阪市南区南船屋町四九ノ一全国板硝子小売	

昭和三十三年四月二日印刷

昭和三十三年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局